

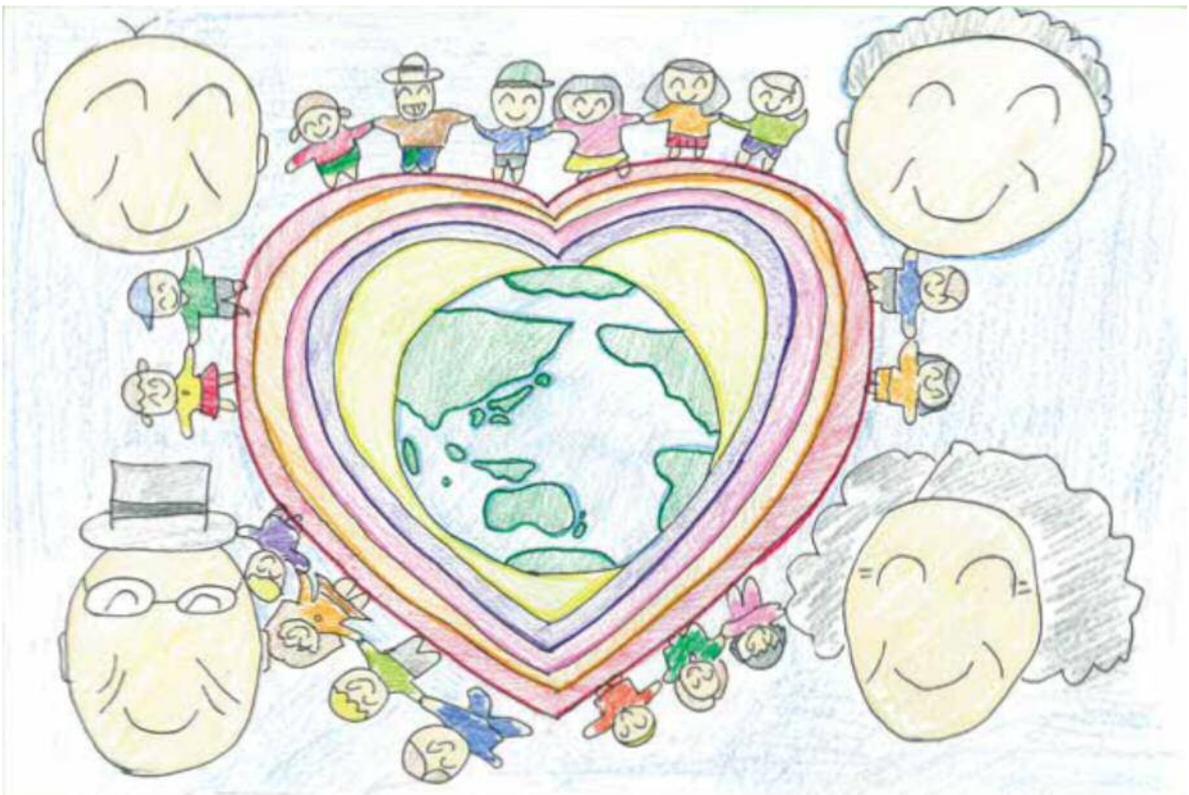
(案)

## 第2期

# 川口市地域福祉計画(後期)

## 「きらり川口地域ふれあいプラン」

(2019~2023 年度)



2019年3月

川口市







## 目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定・中間見直しの趣旨	3
2. 計画の目的	4
3. 計画の位置づけと範囲	4
4. 計画の期間	5
5. 前期計画の評価について	5
6. 策定の経過	6
7. 川口市の特性	7
第2章 基本的な考え方	17
1. 基本理念	19
2. 基本目標	20
3. 方針の全体像	21
第3章 取組方針	23
基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり	25
取組方針(1) 多様な分野との連携	26
取組方針(2) 地域コミュニティの創造・強化	29
取組方針(3) ライフステージに着目したコミュニティ活動の強化	36
取組方針(4) 地域の見守り活動の推進	41
取組方針(5) 福祉サービスの充実	45
基本目標2 伝え育む仕組みづくり	47
取組方針(1) 情報発信の強化(啓発)	47
取組方針(2) 教育(人材育成)	50
基本目標3 その人らしく暮らす環境づくり	54
取組方針(1) バリアフリー化の推進	54
取組方針(2) 自己実現の支援	56
取組方針(3) 権利擁護の推進	58
第4章 計画の推進体制	61
1. 計画推進の方向性	63
2. 計画推進の取組	63
3. 本計画期間中に実施する取組	64
資料編	67
資料1 アンケートからみた川口市の地域福祉の現状	
資料2 川口市地域福祉計画策定委員会設置要綱	
資料3 川口市地域福祉計画策定委員会委員名簿	



# 第1章

## はじめに



# 1 計画策定・中間見直しの趣旨

川口市では、平成 15 年度に当時の「第 3 次川口市総合計画」の下に、行政が市民一人ひとり・地域団体・事業者など（以下、「市民等」とする）の参加を得ながら、地域福祉を総合的かつ効率的に推進していくための基本指針として 10 年間の計画期間とする「川口市地域福祉計画」を策定し、計画の中間年にあたる平成 20 年度には見直しを図り、計画を実行してきました。

平成 25 年度には、同じく 10 年間の計画期間とする「第 2 期川口市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に努めてきたところです。

少子高齢化や核家族化等の進展により、市民のライフスタイル※や価値観、ニーズなどが多様化・複雑化する中、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は低下し、身近な生活課題に対する家族や近隣同士での助け合い、地域のつながりが希薄になってきています。このため、地域では高齢者や障害者だけではなく、様々な世代においても生活不安やストレスを抱える人が増え、虐待・ひきこもり・自殺などが社会問題となっています。

このような状況の中で、国では「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、ダブルケアの家庭や精神疾患、難病、認知症、医療的ケア児、就労など複合的な問題や制度の狭間の問題に対応するには今までの公的支援を「縦割り」ではなく、包括的な「丸ごと」支援へ転換し、「他人事」ではなく「我が事」として主体的に支え合う「地域共生社会」の実現に取り組むことが必要と示しました。市民の福祉に関するニーズも多様化してきており、子どもから高齢者まで、年齢・性別、障害の有無などの違いに関わらず、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく、安心して充実した生活を送るために、地域における支え合いや助け合う力を高めていくことがますます大切になっています。

地域住民、川口市民としてのつながりを持ち、思いやりを持って共に支え合い、助け合うという力を高めていくためには、地域の住民をはじめとして、町会・自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO※、社会福祉事業者など、地域の様々な人々と行政とが協働し、協力しながら、地域における生活課題を解決する取り組みを進めていく必要があります。

川口市は、平成 30 年 4 月 1 日から中核市に移行し、市民に身近な多くの行政サービスの権限が県から移譲され、これまで以上に自らの判断と責任で地域の実情に合った、より質の高い市民サービスを提供することができるようになりました。そこで、市を取り巻く社会環境の変化や住民ニーズの移り変わりなど、様々な要因を踏まえ、2019～2023 年度までの本市における地域福祉の推進に資する取組の方向性を示す計画として、「第 2 期川口市地域福祉計画」を見直し、「第 2 期川口市地域福祉計画（後期）」を策定しました。

## ※ライフスタイル

人々の生活様式や行動様式のこと。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。

## ※NPO

行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織をいう。平成 10 年に、この組織に法人格を与え、活動を支援するため特定非営利活動促進法（いわゆる NPO 法）が成立した。

## 2 計画の目的

この計画は、社会福祉法（昭和二十六年法律第 45 号）第 107 条を根拠とし、市町村が次の事項を一体的に定めることにより地域福祉の推進を図ることを目的とした計画です。

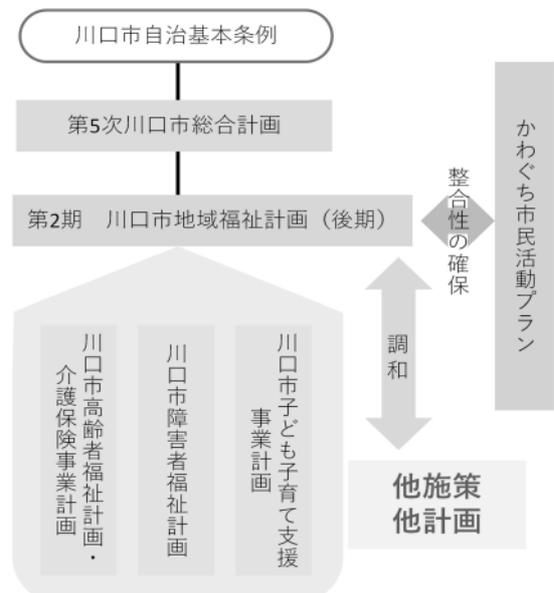
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 包括的な支援体制の整備に関する事項

## 3 計画の位置づけと範囲

この計画は、市民が市政の主人公であると定めた川口市の最高規範である「川口市自治基本条例※」の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図るとともに、「第 5 次川口市総合計画」を踏まえ、地域福祉推進の理念や方針を示すことにより、川口市がめざす理念と、多様な福祉施策や福祉サービス、地域住民等による福祉活動を相互につなぐ役割を果たすものです。また、平成 29 年 12 月 12 日の厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長の連名通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」に基づき、川口市における各種福祉分野の計画（川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、川口市障害者福祉計画、川口市子ども子育て支援事業計画など）の上位計画として位置付けています。

計画の範囲は、「地域福祉を推進する上での共通の理念」と「地域福祉を推進する具体的な取組」とします。

図表●：関係する計画等との関係性



### ※自治基本条例

「自治体の憲法」とも言われており、住民自治の基本理念や自治体経営の基本原則などを盛り込むとともに、市民、議会、行政の責務、役割を明確にしたもの。川口市では、平成 21 年に市の最高規範として「川口市自治基本条例」を制定した。

## 4 計画の期間

本計画は、平成 26 年に策定された「第 2 期川口市地域福祉計画」を見直したものであり、その計画期間は当該計画の期間を引き継ぎ、2019 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とするものです。

図表●：計画期間のイメージ



## 5 前期計画の評価について

前期計画期間中においては、次の 6 つの取組（4 施策）について重点的に取り組んできました。

### ①民生委員・児童委員の定員充足率の向上

町会や自治会を通じた推進依頼、社会福祉大会における PR により、平成 28 年時の一斉改選時よりは充足したが、平成 25 年時の充足率には至っていません。担い手不足の要因のひとつである負担軽減策について検討・実施するとともに、民生委員児童委員の必要性について丁寧な説明等を行い、引き続き、定員充足率の向上に取り組んでいきます。

### ②福祉避難所の整備

平成 27 年 3 月に福祉避難所開設・運営マニュアルを策定し、災害時における関係機関との協力・支援体制を整備しました。痰吸引機やストーマ用装具など、福祉避難所に必要な物資の備蓄に努めるとともに、毎年、避難所担当職員による福祉避難所開設訓練を行っています。今後は、より実践的な福祉避難所訓練を行い、職員の知識の向上と非常時における組織の機能強化を図っていきます。また、引き続き物資の備蓄を進め、特別な配慮が必要な方々が安心して利用できる福祉避難所の整備に努めます。

### ③民間福祉施設との避難協定の締結推進

市内の社会福祉施設運営事業者と協定を締結することで、災害時の避難生活に特別な配慮が必要となる方々に対するきめ細かな支援体制を確立するため、平成28年3月に市内の7事業者10施設と、「災害時における社会福祉施設への要援護者の受け入れに関する協定」を締結しました。

しかしながら、現在の施設数では大規模災害時には不十分であるため、引き続き、民間事業者に協力を呼びかけ、福祉避難所の確保に努めます。

### ④新聞配達店等の地域資源を活用した「見守り協定」ネットワークの構築

平成27～29年度にかけて8事業者と見守り協定を締結しました。事業者等からの連絡により、市で把握することが難しかった市民の安否を確認することができ、その後の支援につなげることができたなど、効果が表れています。孤立しがちなひとり暮らし高齢者などに対する見守り体制の構築に向けた支援を継続するとともに、市民や事業者等から安否確認の依頼があった際に、より迅速に対応できるよう、各部署との連携を強化します。

### ⑤成年後見制度の啓発 ⑥成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度の普及啓発のため、川口市後見センターを設置し、講座・セミナーの開催や市民後見人の養成に取り組んできました。また制度利用にあたっての相談や申立手続きの支援、制度利用に係る費用の助成・拡大を行うなど、利用促進を図ってきました。今後は成年後見制度利用促進計画に基づいた取組を推進していきます。

## 6 策定の経過

本計画の計画案を策定するために学識経験者、関係機関・団体、地域福祉活動実践者、地域代表（公募委員を含む）から成り市長の諮問機関である「川口市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」により検討・審議を重ねてきました。

また、広く市民の意見を反映させるためのパブリック・コメントを実施したうえで、川口市長が「第2期川口市地域福祉計画（後期）」として定めます。

年月日	経緯
平成30年 ●月 ●日	●●●
●月 ●日	

# 7 川口市の特性

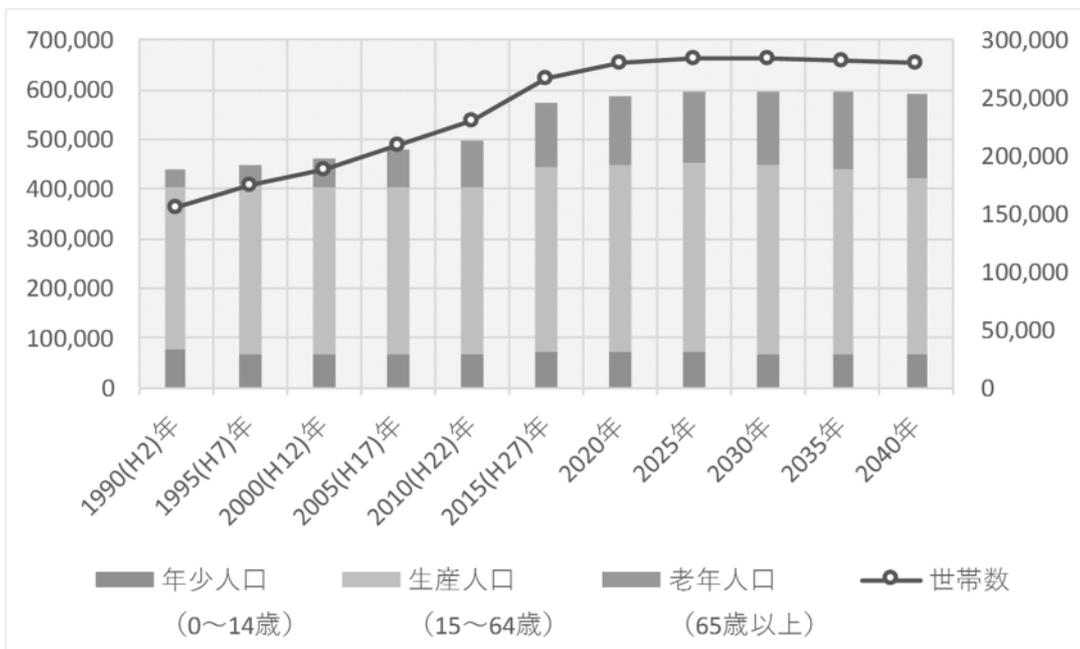
## (1) 川口市の人口構成

### ①人口と世帯の推移・推計

川口市の人口及び世帯数は増加傾向にあり、2015年現在で約57万人となっています。2020年ごろまではその傾向が続き、その後は緩やかな減少傾向に変化していくことが推計されています。

年齢別に見た場合、生産年齢人口の占める割合が高く、比較的、元気な（若い）都市といえます。

図表●：川口市の人口及び世帯の推移・推計

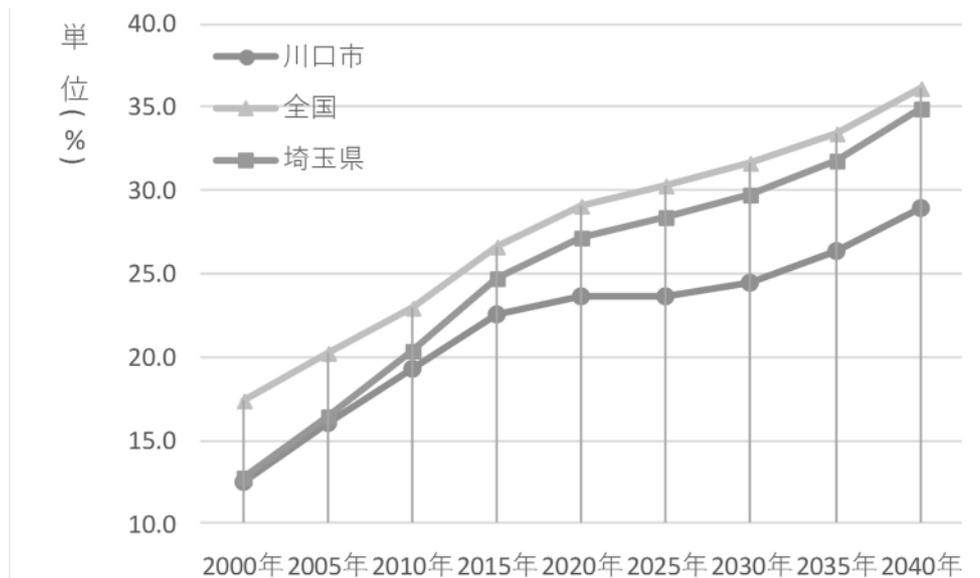


出典：2015年までは国勢調査結果の推移等、2020年以降の推計値は国立社会保障・人口問題研究「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）より

### ②高齢化率の推移・推計

川口市においても高齢化率は年々上昇しており、2015年現在で23.6%。全国や埼玉県と比較すると下回る数値となっています。団塊の世代が後期高齢者になる2025年には、23.6%となることが推計されています。

図表●：高齢化率の推移・推計（全国・埼玉県・川口市）

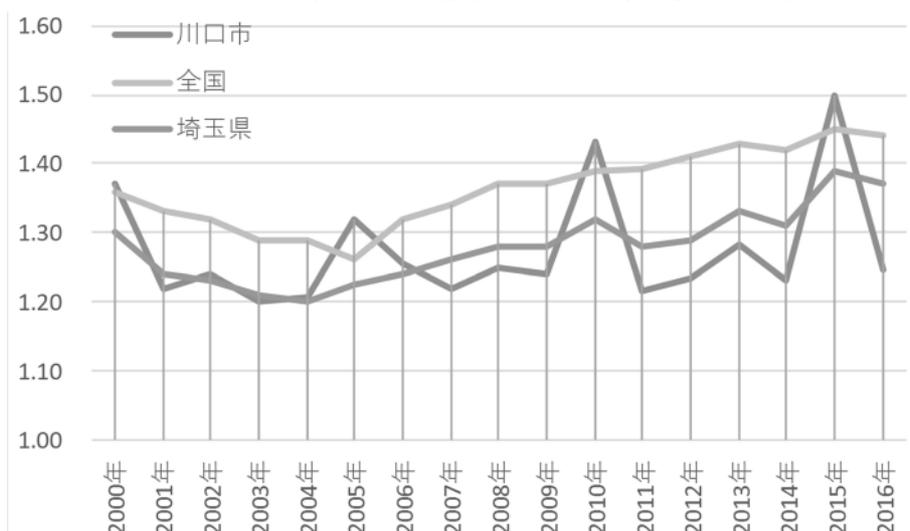


出典：2015年までは国勢調査結果の推移等、2020年以降の推計値は国立社会保障・人口問題研究

### ③合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移を見ると、上下動を繰り返しながらも埼玉県平均とほぼ同様の推移を辿っており、2016年現在で1.25となっています。川口市・埼玉県ともに、全国平均よりは低い値となっています（2016年の全国平均は1.44）。

図表●：合計特殊出生率の推移（全国・埼玉県・川口市）

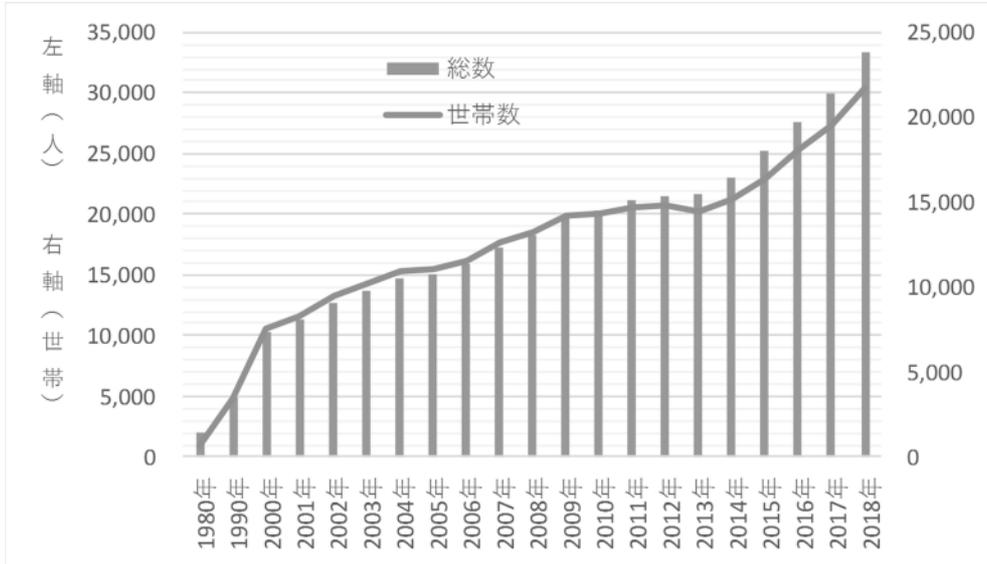


出典：埼玉県「彩の国統計情報」より

#### ④外国人人口の推移

川口市における外国人人口は全国的にあまり類を見ない速度で増加しており、2018年現在、33,279人、21,652世帯となっています。

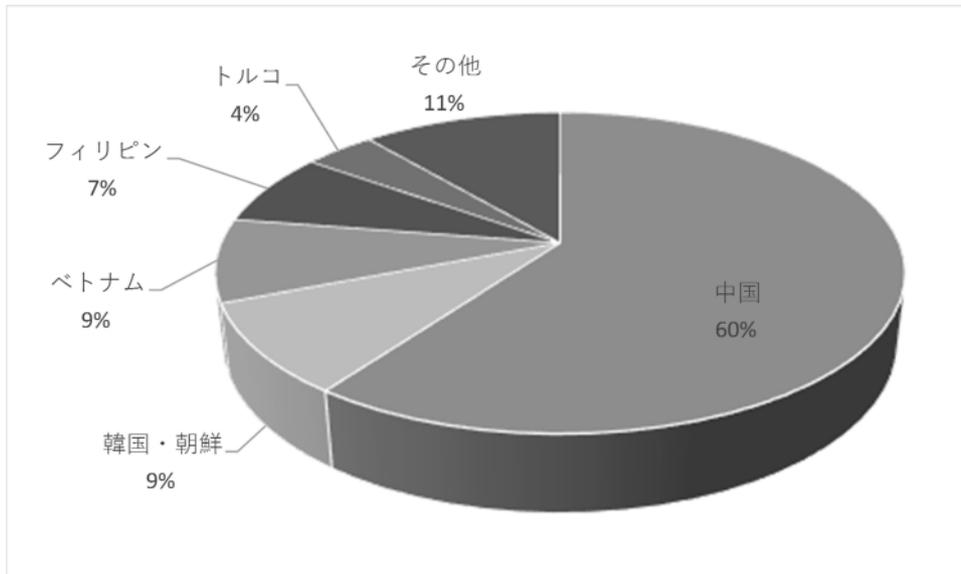
図表●：外国人人口と世帯数の推移



出典：川口市「統計情報第2章人口第3表」より

国籍別にみると、全体の6割が中国人となっています。

図表●：国籍別住民数（2018年1月1日現在）



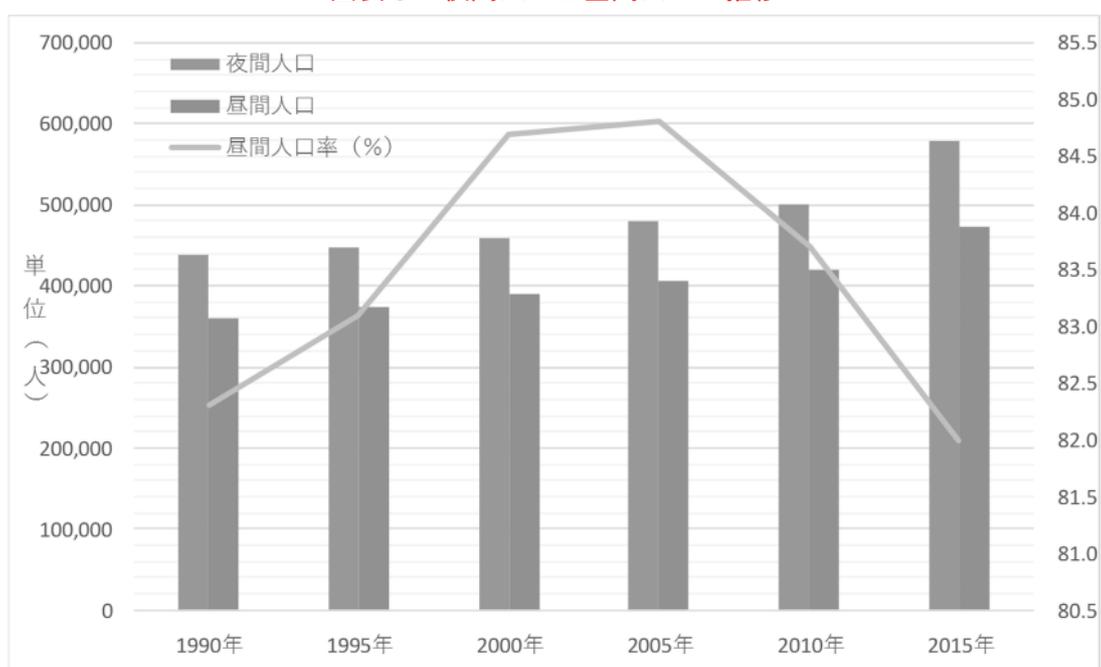
出典：川口市「統計情報第2章人口第22表」より

### ⑤夜間人口と昼間人口の推移

2015年現在、昼間人口は473,778人、夜間人口は578,112人、昼間人口率は82.0%となっています。

昼間人口・夜間人口ともにその数は増加していますが、2005年以降、昼間人口率は低下しています。

図表●：夜間人口と昼間人口の推移



出典：川口市「統計情報第3章国勢調査第2表」より

## (2) 各分野対象者等の状況及び動向

### ①高齢者に係る状況

全国的な傾向と同様、川口市においても高齢化率は上昇を続けていくことが推計されています。2017年現在、高齢者数135,102人(高齢化率22.6%)ですが、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には139,767人(高齢化率23.5%)となることが見込まれています。内訳としては、後期高齢者の数が2019年以降、前期高齢者の数を超えることが推計されています。

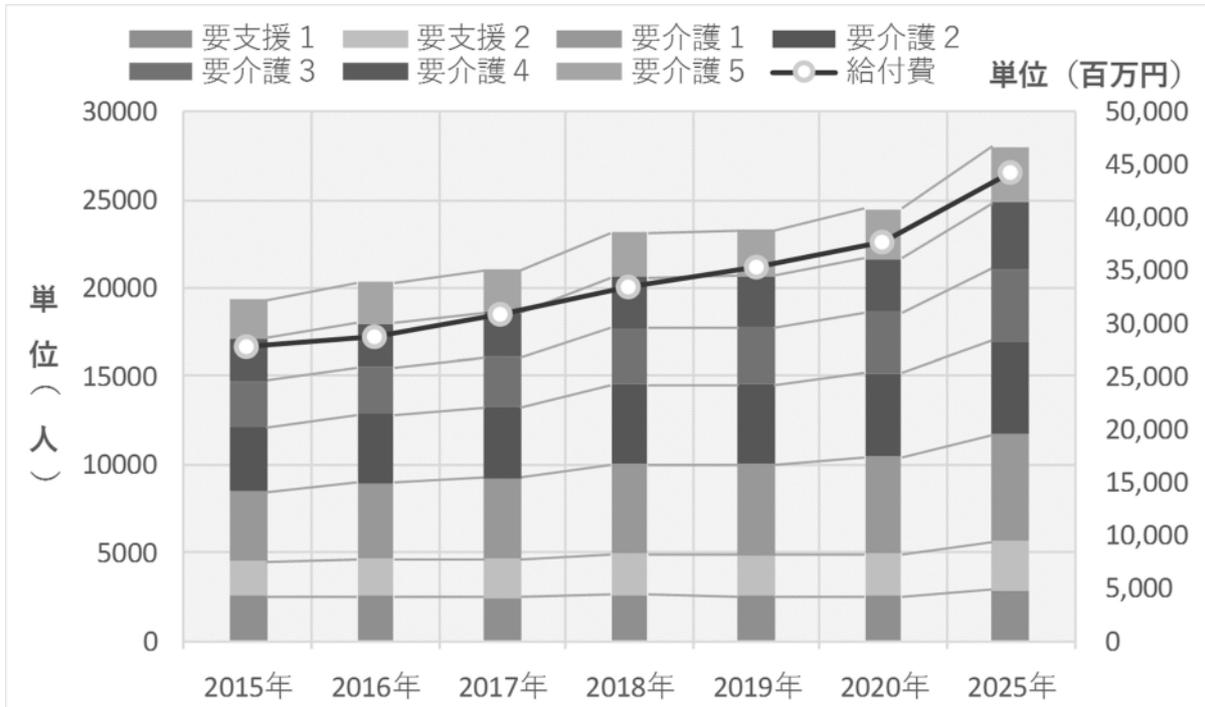
図表●：川口市の高齢者数と高齢化率の推移・推計



出典：住民基本台帳・推計値（各年10月1日）、厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」、「介護保険事業計画用ワークシート」より

要介護度別に推移・推計を見ると、今後2025年に向かって全体的に増加していくことが推計されています。2017年現在、認定者数は21,070人ですが、2025年には27,982人となり、それに伴って介護サービス給付費も約308億円から、約444億円へと増加することが見込まれます。

図表●：認定者及び給付費の推移・推計

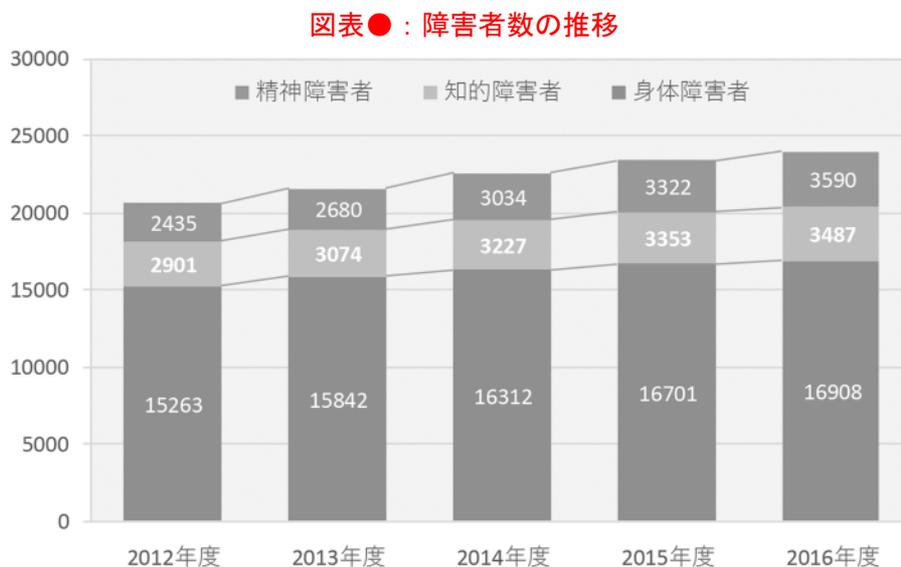


出典：住民基本台帳・推計値（各年10月1日）、厚生労働省「地域包括ケア

## ②障害（児）者に係る状況

2017年現在、川口市における障害者手帳所持者数は23,985人となっており、うち、身体障害者16,908人、知的障害者3,487人、精神障害者3,590人という状況です。

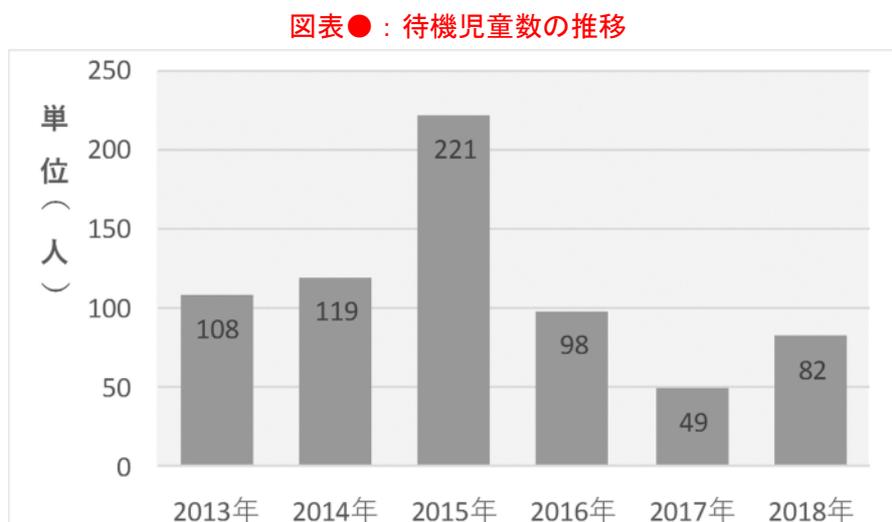
平成24年以降からの障害種別ごとの推移をみると、特に精神障害者の増加が顕著に表れています。



出典：川口市「川口市障害者福祉計画（平成30年3月）」より

## ③子ども・子育てに係る状況

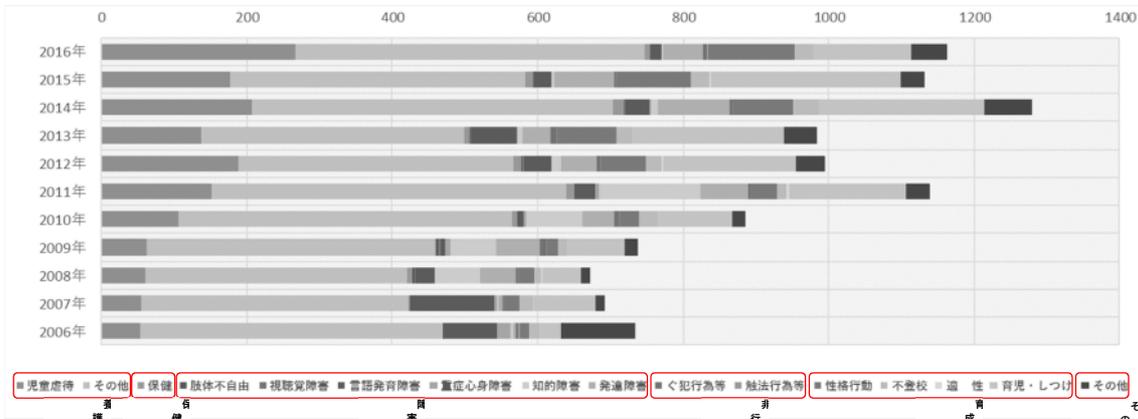
川口市の待機児童数は、2018年4月1日現在で82名、埼玉県内でもさいたま市（315名）、朝霞市（106名）、三郷市（98名）に次いで、4番目に多い数となっています。推移をみると、2015年以降は減少傾向にあります。2018年には増加した結果となっています。



出典：川口市「川口市障害者福祉計画（平成30年3月）」より

家庭児童相談室の相談状況を見ると、項目が変更された2006年以降、総数は増加しており、児童虐待や性格行動、育児・しつけなどに関する相談件数が高くなっています。

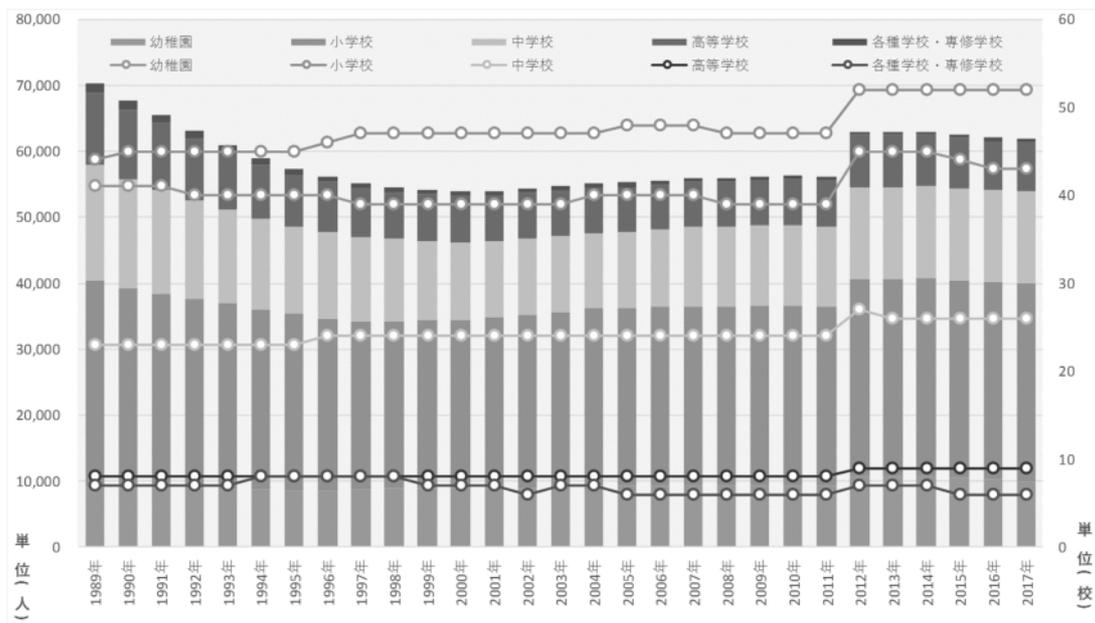
図表●：家庭児童相談室の相談状況の推移



出典：川口市統計書第12章社会福祉19表より

1989（平成元年）年～2017（平成29）年の川口市内の学校の推移からみると、在学（園）者数は2000年前後にかけて一度落ち込みましたが、その後増加傾向にあり、2017年現在、幼稚園生9,885人、小学生30,125人、中学生13,944人、高校生7,424人、各種学校・専修学校生は572人となっています。学校数の状況はいずれも横ばいの推移ですが、近年、幼稚園と小学校の数のみ上昇しています。

図表●：在学（園）者数と学校等の設置数の推移



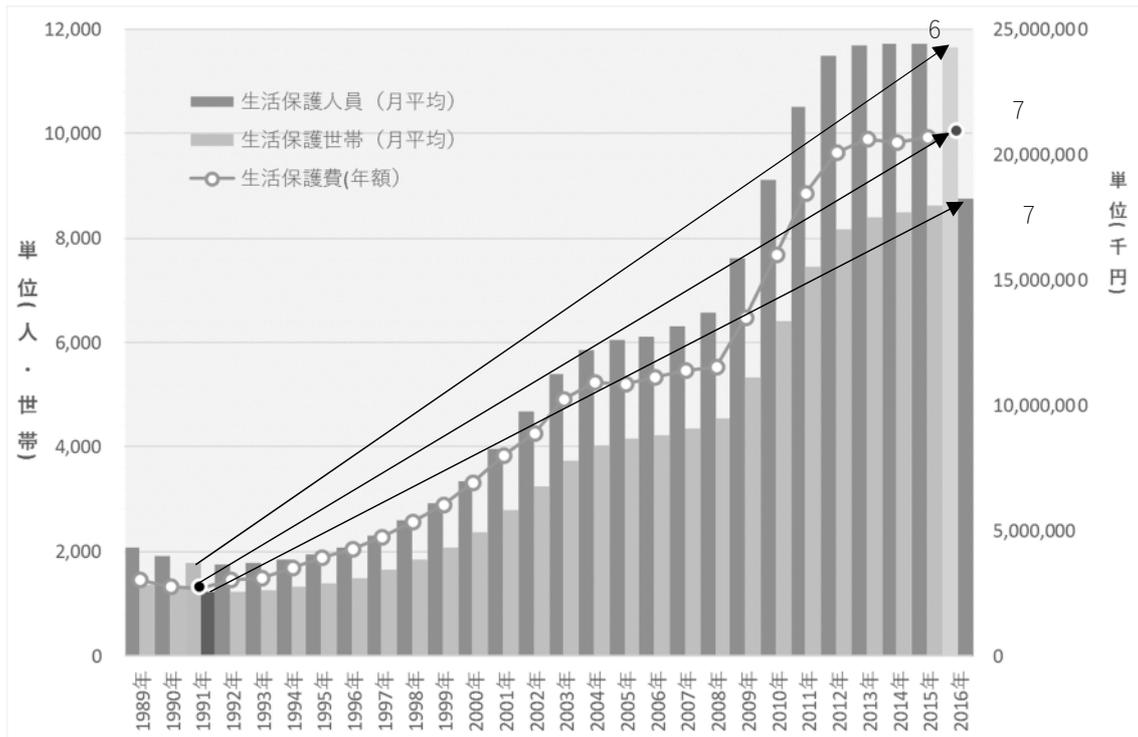
出典：川口市統計書第14章教育1表より

#### ④生活保護に係る状況

1989（平成元）年～2017（平成 29）年の川口市の生活保護の状況を見ると、生活保護人員、生活保護世帯、生活保護費、いずれも大幅に増えてきました。

生活保護人員は、1991 年の 1,770 人から比較すると、2016 年にはおよそ 6.6 倍の 11,651 人に、生活保護世帯は 1,213 世帯からおよそ 7.2 倍の 8,745 世帯に、生活保護費は約 27 億円からおよそ 7.7 倍の約 209 億円に増加しています。

図表●：生活保護の状況の推移



出典：川口市統計書第 12 章社会福祉 1 表より

### （3）川口市の特徴

#### ①平成 30 年度より中核市となった、県下有数の近代産業都市、一大生産都市

平成 30 年 4 月より、川口市は中核市となりました。同時点において、総人口は 57 万人を超え、古い伝統をもつ鋳物・植木・釣竿をはじめとする県下有数の近代産業都市、一大生産都市としての実質を備えています。都会的ななかにも、昔ながらの職人氣質、人情の厚さが残っています。転入してきた人、通勤してくる人などから、暮らしやすい土地柄だという声があります。

将来都市像である「人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」を目指して着々とその歩みを進めています。

## ②福祉コミュニティの先進地

本市は、市民の共済制度の先進地です。昭和42年に、全国に先がけて、市民相互の助け合い制度である「川口市交通災害共済制度」を創設しました。当時、交通戦争といわれたように、交通事故が非常に多い中で、1日1円、年間365円、みんなでお金を出し合って交通事故にあった人の入院費などを出すことが目的でした。さらに、昭和58年には社会福祉協議会が、同じく1日1円、年間365円の会員会費で相互に家事援助などを行う事業型の会員制度の「川口市社会福祉コミュニティ制度」を発足させました。その制度は平成7年度に川口市社会福祉協議会会員制度「ひまわりフレンドリー」となり、その後の改正を経て、現在は「住民参加型福祉サービス事業」と「川口市社会福祉協議会会員制度」として、相互に助け合う精神を受け継いで、活発な活動を続けています。

## ③町会と行政のパートナーシップ

市内には、古くから町会（町会・自治会）を基盤とするコミュニティが形成され、広範な活動を展開してきました。現在、230余りの町会・自治会があります。

ボランティア団体と連携して、地域にある知的障害者の生活ホームの運営資金をつくる目的で「地域交流ふれあいバザー」を続けている町会などもあります。

また、本市には、市職員による町会相談員制度があり、職員が町会の会議に出席するなど、町会と行政の密接な連携を図っています。

## ④日本一のボランティアのまちづくり

平成12年にボランティア活動の拠点として、ミーティングや作業の場であるボランティアサポートステーションを開設し、平成18年にかわぐち市民パートナーステーションに名称を改め、ボランティア同士の情報交換や交流を図っています。かわぐち市民パートナーステーションまたは川口市社会福祉協議会に登録している社会貢献団体が一堂に集う、「ボランティア見本市」は、平成30年現在で17回の開催を迎え、市民のボランティア活動に対する関心を深めるイベントとして、地域に根付いています。

本市は日本一のボランティアのまちをめざして、かわぐち市民パートナーステーションと社会福祉協議会のボランティアセンター※を中心に、市民にボランティア活動への参加をよびかけています。

## ⑤豊かな地域福祉資源

市内には、公民館などの社会教育施設35か所をはじめ、高齢者施設、障害者施設など、地域福祉の拠点になる多様な施設が整備されています。

また、多様なボランティアがそれぞれ活動しており、地域福祉に必須の資源である施設と組織（モノとヒト）の観点からは恵まれた状況です。

これらの豊かな地域福祉資源をいかに有効活用するかが、今後の課題です。

### ※ボランティアセンター

ボランティア活動に関する理解と関心を深め、ボランティア・団体の育成・援助を行う拠点で、キュポラに設置されている。



# 第2章

## 基本的な考え方



# 1 基本理念

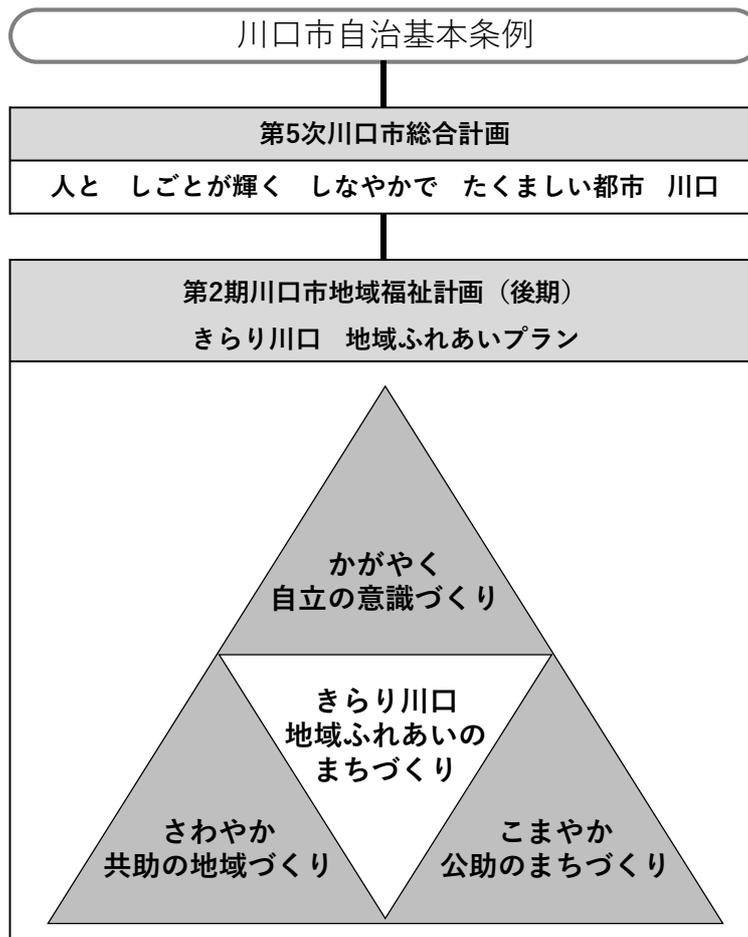
少子・高齢社会が到来し、子育てや介護・介助などの支援を必要とする人が増加する一方で、家庭や地域の伝統的な相互扶助機能は弱体化しています。

川口市では、最高規範として平成21年に制定した川口市自治基本条例において、市民に対し主権者として自治の主体であるとの自覚を持ち市政に参加するよう努めることを定めるとともに、市民と市の協働や市民相互の助け合いについて規定しています。

また、川口市は、「人と しごとが輝く しなやかで たくましい都市 川口」を将来都市像としてまちづくりを進めています。

本市に住まい、集うすべての人々の基本的人権が尊重され、平和で幸福な生活を送り、さわやかにささえあう地域づくりをめざして、この計画の基本理念を「きらり川口 地域ふれあいのまちづくり」、計画名称を「きらり川口 地域ふれあいプラン」とし、かがやく自立の意識づくり、さわやか共助の地域づくり、こまやか公助のまちづくりを市民等と行政が協働して積極的に進めます。

図表●：基本理念の体系



## 2 基本目標

計画の目的を具現化し、基本理念「きらり川口 地域ふれあいのまちづくり」を実現するための取り組みの基本目標をつぎのように設定します。

### 基本目標 1 : 地域で支えあう仕組みづくり

地域に存在する様々な問題・課題を解決するために、地域コミュニティの創造・強化や、分野を超えた相談・コーディネート※体制の充実を進めます。

### 基本目標 2 : 伝え育む仕組みづくり

地域の課題を福祉サービスにつなげ、解決へと導くために、市民の啓発やサービス提供者の情報発信力の強化に取り組むとともに、次世代を担う地域の福祉人材の育成・発掘に努めます。

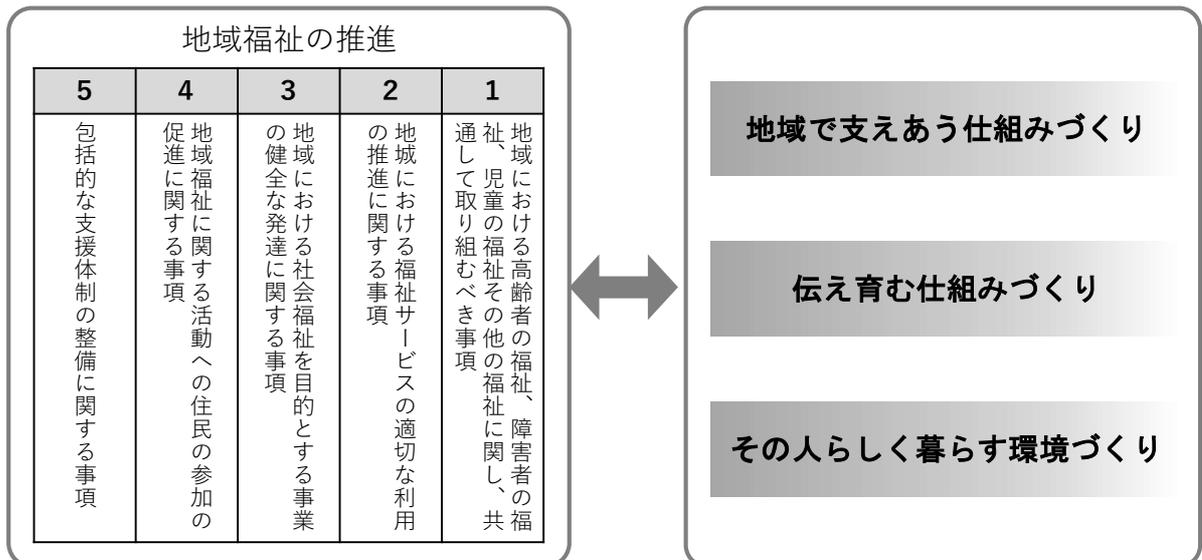
### 基本目標 3 : その人らしく暮らす環境づくり

様々な特性を持った市民がお互いの多様性を認めあい、自己実現を図ることができる環境づくりを進めます。

図表● : 計画の目的と基本目標

< 計画の目的 >

< 基本目標 >



※コーディネート

物事を調整し、まとめること。

### 3 方針の全体像

本計画の取組方針は次のとおりです。第2期川口市地域福祉活動計画（かわぐち市民活動プラン）※と連携した地域づくりに取り組みます。

図表●：第2期川口市地域福祉計画（後期）の取組方針

基本理念	基本目標	取組方針	個別方針
きらり川口 地域ふれあいのまちづくり	1 地域で支えあう仕組みづくり	(1) 多様な分野との連携	① ネットワークづくりとコーディネート体制の充実 ② 分野・組織を超えた相談体制等の仕組みの整備
		(2) 地域コミュニティの創造・強化	① 地域に目を向ける活動の推進 ② 地域住民交流の促進 ③ 地域活動ネットワークづくり ④ 社会福祉協議会の活動支援 ⑤ 地域福祉実践体制の強化 ⑥ ボランティア活動の活性化と質の向上 ⑦ 地域福祉活動団体の創出・支援
		(3) ライフステージに着目したコミュニティ活動の強化	① 子育て支援の地域づくり ② 若い世代の活動機会づくり ③ 勤労世代の活動の促進 ④ 退職者等の活動支援
		(4) 地域の見守り活動の推進	① 地域ぐるみの防災・防犯の取組 ② 孤立・孤独を防ぐ地域の活動
		(5) 福祉サービスの充実	① 相談・ケアマネジメント体制の整備 ② サービス評価体制の確立 ③ 共生型サービス等の充実 ④ 生活困窮者の自立支援の充実
	2 仕組みづくり 伝え育む	(1) 情報発信の強化（啓発）	① 利用者の立場に立ったサービス情報提供体制の充実 ② 関係する法制度の周知・活用の促進
		(2) 教育（人材育成）	① 地域福祉人材の育成・発掘 ② 差別・偏見を解消する取り組み ③ 福祉教育・学習の充実 ④ ボランティア活動のきっかけづくり
	3 その人らしく暮らす 環境づくり	(1) バリアフリー化の推進	① 安全・安心な住環境づくり ② 移動・情報伝達手段のバリアフリー化の推進
		(2) 自己実現の支援	① 特別支援教育の推進 ② 障害者・高齢者の就労機会の拡大 ③ 障害者・高齢者の社会参画の促進
		(3) 権利擁護の推進	① 権利擁護の推進 ② 苦情解決体制の整備 ③ 虐待防止体制の整備 ④ 市民後見人の養成・活用

※次ページを参照

※第2期川口市地域福祉活動計画（かわぐち市民活動プラン）

川口市社会福祉協議会が策定する計画で、地域の住民や団体が主体となって、地域問題の解決やよりよい地域づくりを目指す行動計画。

地域福祉を推進するには、行政が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」がお互いに作用し合う必要がある。

《第2期川口市地域福祉活動計画の重点目標》

目標1 ひとりぼっちにしない地域づくり

目標2 あんしんできる場所づくり

## 第3章 取組方針



## 基本目標 1

## 地域で支えあう仕組みづくり

戦後、産業の工業化に伴う都市への人口流入、家族構成の核家族化、少子高齢化の進展、経済の低成長期への移行など、社会経済情勢の変化に伴い、個人の価値観は多様化し、地域を取り巻く問題・課題も同様に多様化しています。

地域におけるこうした様々な問題・課題に対して、これを解決・支援していくためには、地域住民や特定非営利活動法人（NPO）・ボランティア団体等の市民組織、社会福祉協議会・企業等の社会福祉事業者がそれぞれの立場から身近な問題として捉え、互いに協力し合えるような仕組みの構築が不可欠です。

我が国では、平成 28 年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が掲げられました。

市は、行政としての施策を実施することに加え、地域におけるこうした仕組みづくりを支援するとともに、それぞれの地域における福祉活動に対しても支援し、川口市における地域共生社会の実現を目指していきます。

地域福祉の主役は、子どもから高齢者まで、支援する人も支援される人も含め、すべての川口市民です。

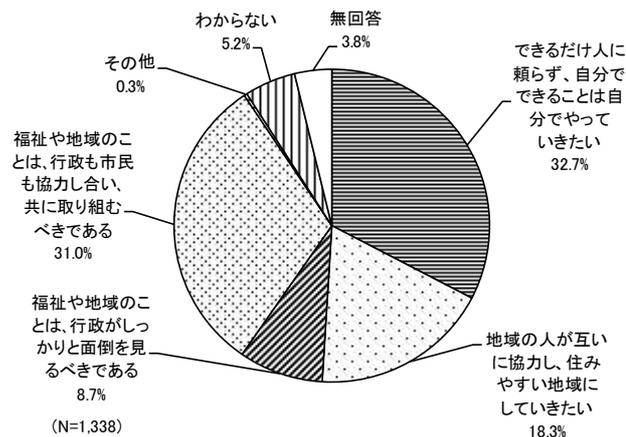
社会福祉協議会は、主役である川口市民と行政や関係団体等との懸け橋となり、それぞれの地域の実態等を踏まえながら、地域特性に応じた具体的な活動を通じて、地域課題の解決を図っていくことが期待されています。

市民と地域の福祉活動団体、行政の三者が地域の課題解決について協働し、地域で支えあう仕組みを作ることが求められています。

### 【アンケート調査から】

地域における福祉についての考えは、「できるだけ人に頼らず、自分でできることは自分でやっていきたい」「福祉や地域のことは、行政も市民も協力し合い、共に取り組むべきである」がともに 3 割を超え、「地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていきたい」が 1 割後半となっている。自助・互助・共助・公助の考えのもとで地域共生社会の実現に取り組んでいくことが求められています。

図表●：地域における福祉についての考え



我が国の人口減少・少子高齢化は、世界に類を見ない速度で進行しており、それに伴う様々な問題が「生活のしづらさ」を増加させています。生活のしづらさを解決するため、これまでも高齢者に対する支援、障害者に対する支援、子どもに対する支援、生活困窮に関する支援や一度失敗を経験した方に対する支援など、様々な分野での支援が展開されてきました。

昨今は複合的な課題を抱えるケースも増加しています。例えば高齢の親と働いていない独身の子どもが同居している世帯に対する支援、介護と育児の課題を同時に抱えるダブルケア世帯に対する支援など、生活のしづらさの形の多様化が顕著に表れています。

こうした複合的な課題を抱えるケースの解決に向けては、福祉関係領域のみならず、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生など、多様な分野で制度横断的な協働を実現していくことが必要です。

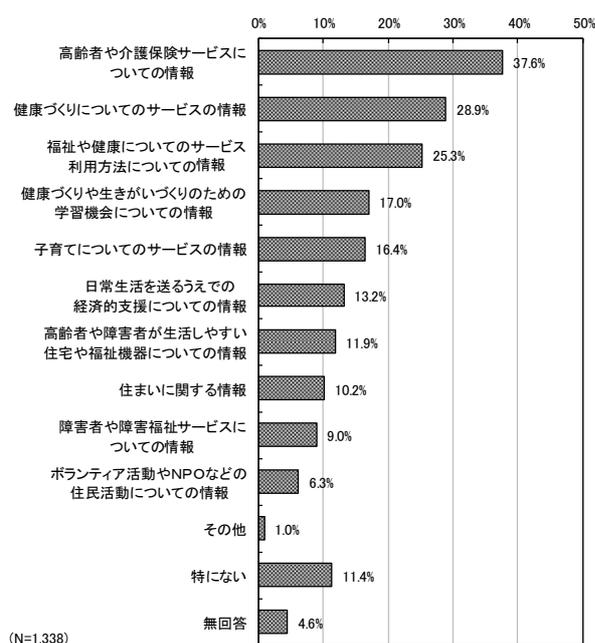
また、こうした多様な分野の横断を実現するうえでは、市をはじめとした公的な機関のみならず、社会福祉協議会や職能団体、職域団体、また、ボランティア組織やNPO団体など、市内で活動するフォーマル・インフォーマルを問わない関係機関・関係者の連携の推進が不可欠です。

#### 【アンケート調査から】

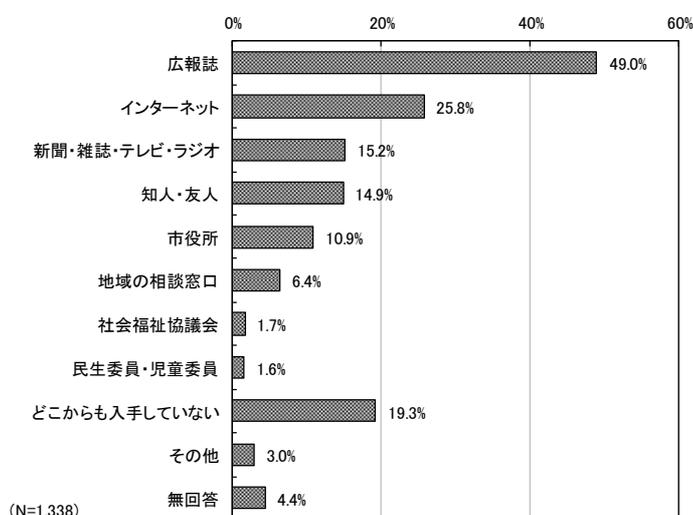
福祉や健康について知りたい情報については、「高齢者や介護保険サービスについての情報」が37.6%で最も多く、次いで「健康づくりについてのサービスの情報」が28.9%、「福祉や健康についてのサービス利用方法についての情報」が25.3%となっています。項目を見ると、高齢・障害・子育て・経済的支援・住まい・福祉機器・サービス・住民活動など、多岐にわたる情報のニーズがあることがわかります。

また、福祉サービスに関する情報の入手先をみると、市役所や地域の相談窓口の割合は広報紙やインターネットと比べると低く、多岐にわたる情報を対面の場、かつ公的な場において提供できる体制整備の必要性がうかがえます。

図表●：福祉や健康について知りたい情報



図表●：福祉サービスに関する情報の入手先



- 個別方針
- ① 「ネットワークづくりとコーディネート体制の充実」
  - ② 「分野・組織を超えた相談体制等の仕組みの整備」

### ① ネットワークづくりとコーディネート体制の充実

福祉ニーズの多様化等に伴い、ニーズへの対応のあり方についても総合的・柔軟的な体制が求められることなどから、様々な福祉事業者・福祉活動団体等の連携強化を図るためのネットワークづくり等により、福祉サービス提供体制の強化を図ります。

また、地域住民が安心して暮らすことができるよう、事業者や地域活動団体、専門機関とのネットワークを強化し、協働によるまちづくりを推進します。

#### 【取組例】

市民	・担い手として参加
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事業者の組織化(社会福祉協議会・福祉事業者)</li> <li>・日常生活支援ネットワークづくり(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、町会・自治会、関係機関・団体)</li> <li>・地域団体連絡会の開催(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、町会・自治会、地域福祉活動団体、関係機関・団体)</li> <li>・高齢分野の地域ケア会議、障害分野の協議会、子ども・子育て分野の子ども・子育て会議、その他様々な会議体間の連携促進</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健センター・保健ステーションを拠点とした地域に密着した保健・福祉サービスの提供</li> <li>・子育て支援ネットワークづくり</li> <li>・町会相談員制度を活用した地域の課題解決</li> </ul>

## ② 分野・組織を超えた相談体制等の仕組みの整備

近年、壮年の引きこもりと老親が社会から孤立する「8050 問題」や、「若年性認知症」、「障害のある生活困窮者」など、福祉ニーズの多様化・複雑化が進んでおります。福祉以外の様々な分野との連携を促進させ、いわゆる「制度の狭間」に陥っている人に対する支援の充実や、「たらいまわし」を防止し、ワンストップで生活のしづらさを相談できる体制の整備が求められています。

そのため、市では相談者や世帯の課題を把握し、多機関・多分野と連携を図る体制について検討し、課題に応じた適切な支援が包括的に提供される仕組みづくりの推進に努めます。

また、いわゆる「包括的な相談支援体制の整備」を構築するには、広く関係機関・関係者との連携が必要であるため、その土台となる市の関係各課の合意形成を図ったうえで、関係機関と連携し適切な支援につなぐことができる体制の整備に努めます。

### 【取組例】

行政	・地域の相談窓口(地域包括支援センター、子育て支援センター、地域活動支援センターなど)間の連携強化 ・複合的、分野横断的な課題に対する支援体制の整備
----	---

地域における市民相互の結びつきは、「町会・自治会など地縁的な関係で構築された絆」「子育てを通じて構築された絆」「公民館などのサークル活動を通して構築された絆」「NPO・ボランティア活動を通して構築された絆」等があり、こうした様々な結びつき・絆による仲間の集まりをコミュニティとして捉えることができます。

近年では、情報通信技術の普及等により、地域を超えた様々な結びつき・絆の創出が可能となっている反面、都市化や少子高齢化などを背景に、家族そのものの規模（世帯人員）が小規模化するとともに、それぞれの暮らす身近な地域との地縁的な結びつき・絆が希薄化しています。

身近な地域の身近な問題を発見し、それを地域の課題として地域のみinnで共有し、解決していくためには、それぞれの暮らす身近な地域における結びつき・絆を創造・強化していくことが不可欠です。

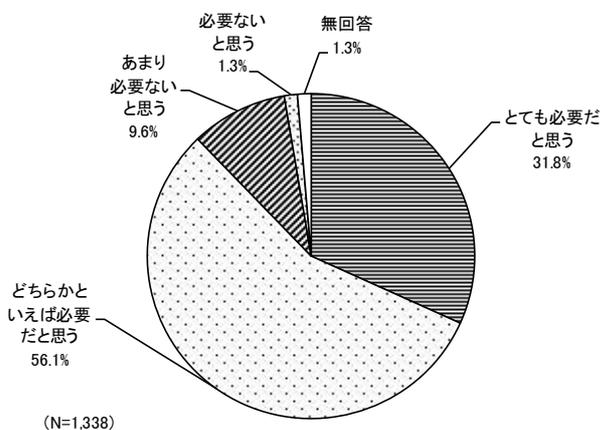
また近年、外国籍市民が急増しており、川口市民の約5%半ばの33,000人（平成30年1月1日時点）となっており、多文化共生も求められています。

川口市民の誰もが、それぞれの暮らす地域のコミュニティの一員として、地域福祉の担い手であるという意識をもつことが重要です。

【アンケート調査から】

地域とのつながりの必要性は、「必要だと思う」（「とても必要だと思う」+「どちらかといえば必要だと思う」）が8割半ばとなっています。近所付き合いの程度は、「挨拶や立ち話をする程度」が5割後半で最も多く、次いで「ほとんど付き合いはない」が2割を超えていることから、互いに支えあえる関係には至っていないことがうかがえます。特に18～39歳は「ほとんど付き合いはない」が3割半ばを超えており、地域との関係が希薄であることがうかがえます。地域で助け合いの輪を広げていくために必要だと思うことは、「住民自身が日ごろから地域のもつようにつながりをもつように心がけること」が4割を超え最も多くなっていることから、日頃から見守る関係が構築できるきっかけづくりが求められています。

図表●：地域とのつながりの必要性

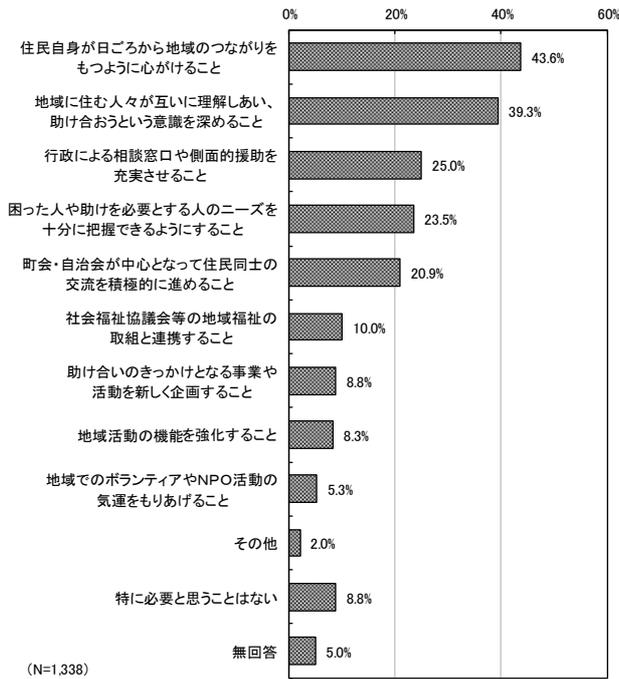


図表●：近所付き合いの程度（年齢別）

		合計	1. 日ごろから仲良くしている(困ったときに助け合い)	2. 挨拶や立ち話をする程度	3. ほとんど付き合いはない	4. 無回答
全体		1,338 (100.0)	238 (17.8)	793 (59.3)	295 (22.0)	12 (0.9)
問2・年齢	1. 18～39歳	280 (100.0)	24 (8.6)	154 (55.0)	101 (36.1)	1 (0.4)
	2. 40～64歳	581 (100.0)	73 (12.6)	373 (64.2)	134 (23.1)	1 (0.2)
	3. 65～74歳	241 (100.0)	59 (24.5)	144 (59.8)	36 (14.9)	2 (0.8)
	4. 75歳以上	224 (100.0)	79 (35.3)	117 (52.2)	21 (9.4)	7 (3.1)
	5. 無回答	12 (100.0)	3 (25.0)	5 (41.7)	3 (25.0)	1 (8.3)

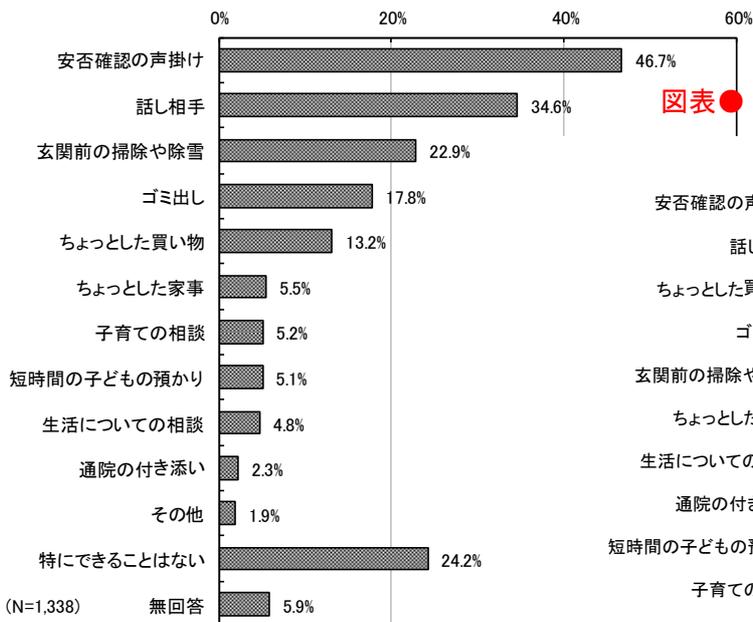
注：( )内はサンプル数を100とした割合

図表●：助け合いの輪を広げていくために必要だと思うこと（3つまで）

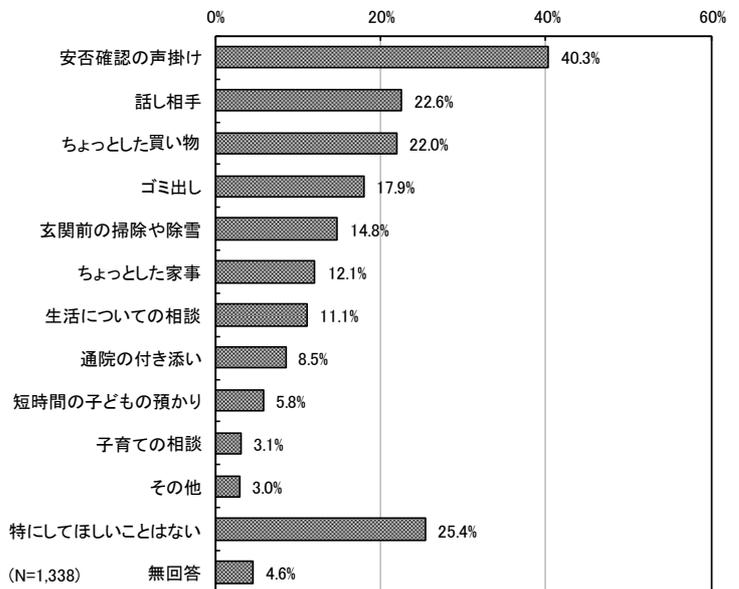


困っている方にできることとして、「安否確認の声掛け」が4割半ば、「話し相手」が3割半ばとなっており、同様に手助けをしてもらいたいこととして「安否確認の声掛け」が4割、「話し相手」が2割となっています。手助けしたい人としてもらいたい人をマッチングさせる仕組み、そして地域の見守り人材として活用していくための仕組みづくりを構築していくことが必要です。

図表●：困っている方にできること（複数回答）



図表●：手助けをしてもらいたいこと（複数回答）



- 個別方針
- ①「地域に目を向ける活動の推進」
  - ②「地域住民交流の促進」
  - ③「地域活動ネットワークづくり」
  - ④「社会福祉協議会の活動支援」
  - ⑤「地域福祉実践体制の強化」
  - ⑥「ボランティア活動の活性化と質の向上」
  - ⑦「地域福祉活動団体の創出・支援」

### ① 地域に目を向ける活動の推進

日頃から自分の暮らす地域に関心を持ち、目を向けることが重要であるとの認識から、あいさつ・一声運動など、市民と地域の結びつき・絆を創出する活動を推進していきます。住民同士が互いに支え合うことのできる事業を積極的に支援し、困難を抱えているひとり暮らし高齢者や障害者、外国籍市民等が安心して暮らしていくことができる活動を推進します。

#### 【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ・一声運動への参加</li> <li>・町会・自治会などの行事や集会への参加</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ・一声運動の実施(町会・自治会)</li> <li>・市民活動助成事業※の普及・活用(地域福祉活動団体)</li> <li>・さわやかコール事業(社会福祉協議会)</li> <li>・食事サービス(社会福祉協議会)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動助成事業の普及</li> <li>・町会地域福祉助成事業※の創設・啓発</li> <li>・公民館の活用による外国人との共生</li> </ul>

#### ※市民活動助成事業

地域や社会の様々な問題、課題に取り組む事業で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業に対し助成金を交付する。川口市の独自事業（旧市民提案型夢づくり助成事業）。

#### ※町会地域福祉助成事業

町会として取り組む地域福祉に関する活動等に対し、助成する事業。

## ② 地域住民交流の促進

同じ地域に暮らす市民同士が互いを知り、そして一緒になって地域について考えていくために、地域における交流活動や交流の場の整備などを促進していきます。また、コミュニティ活動の拠点や社会的孤立防止のための居場所づくりを推進します。

### 【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会・自治会への加入</li> <li>・地域の行事・活動への積極的な参加</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会会館の整備・活用(町会・自治会)</li> <li>・サロン事業の実施(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会・地域福祉活動団体)</li> <li>・町会ホームページの作成並びに加入促進(町会・自治会)</li> <li>・地域活動スペース(事業所・店舗・民家等)の確保・活用(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会・地域福祉活動団体)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会会館整備の支援</li> <li>・市民が自由に立ち寄れるスペースの確保</li> <li>・町会のホームページ作成の支援</li> </ul>

## ③ 地域活動ネットワークづくり

地域に対する市民それぞれの関心や問題意識の有り様に応じて、様々な地域活動が展開されるよう、地域福祉ポータルサイト※等の構築・活用や地域活動団体間の交流を通じて、地域活動のネットワークづくりを推進し、活動による効果・成果の相乗効果を図ります。

### 【取組例】

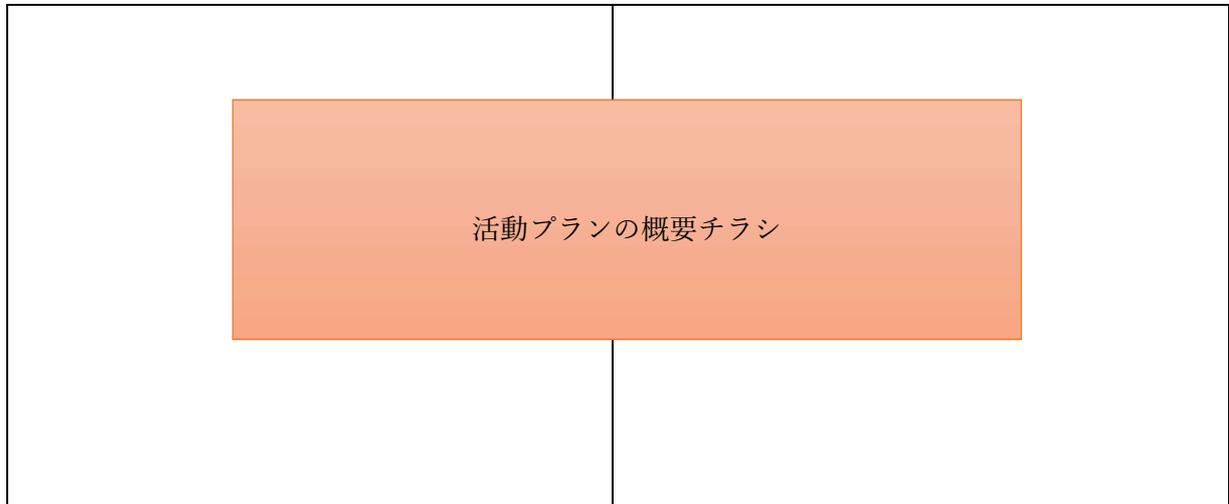
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の活動を動画サイトなどで紹介</li> <li>・交流会への参加</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉のポータルサイトの立ち上げ・活用を検討(社会福祉協議会)</li> <li>・要保護児童対策地域協議会の取組強化(町会・自治会、民生委員・児童委員、保育所、幼稚園、学校、医療機関等)</li> <li>・交流会の開催(社会福祉協議会)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉のポータルサイトの立ち上げ支援</li> <li>・要保護児童対策地域協議会の取組強化</li> </ul>

#### ※地域福祉ポータルサイト

「ポータル」(portal)は立派な作りの門のこと。「サイト」(site)はインターネット上で、様々な情報を提供するホームページやその集合のこと。「地域福祉のポータルサイト」とはインターネット上で地域福祉の多種多様な情報を1つに束ね、利用者がこれを入り口(出発点)として多くの情報やサービスをたやすく引き出せるように設計・工夫したホームページのこと(未実施)。

#### ④ 社会福祉協議会の活動支援

社会福祉協議会が策定する地域における「市民活動プラン」の推進に向け、社会福祉協議会が取り組む様々な活動に対して支援するとともに、社会福祉協議会との連携を通じ、地域での住民主体による取組を支援します。



#### 【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の活動内容を理解</li><li>・社会福祉協議会会員への加入</li><li>・社会福祉協議会への寄附</li></ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の活動への協力・連携(町会・自治会、学校、企業、地域福祉活動団体、施設等)</li><li>・社会福祉協議会への寄附(町会・自治会、企業等)</li><li>・「かわぐち市民活動プラン」の推進・実施(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、地域福祉活動団体)</li><li>・地区社会福祉協議会事業の充実(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会)</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・「かわぐち市民活動プラン」の実施に関する連携</li></ul>

⑤ 地域福祉実践体制の強化

地域における活動の実践・活性化に向けて、民生委員・児童委員等の担い手を確保するとともに、連携しながら、地域福祉活動のリーダーともなり得る新たな人材を発掘・育成するなど、住民主体による実践体制の強化を図ります。

【取組例】

市民	・地域の福祉イベントへの参加・協力
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわぐち市民活動プラン」の推進・実施(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、地域福祉活動団体)</li> <li>・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置</li> <li>・地域活動スペース(事業所・店舗・民家等)の確保・活用(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会・地域福祉活動団体)</li> <li>・地区社会福祉協議会の活動強化(社会福祉協議会)</li> <li>・民生委員・児童委員の定員充足率の向上(町会・自治会)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員の定員充足率の向上に向けた負担軽減策の検討・実行</li> <li>・保護司の定員充足率の向上</li> </ul>

⑥ ボランティア活動の活性化と質の向上

「日本一のボランティアのまち」の実現を目指すため、市民へのボランティアへの意識を醸成し、ひとりでも多くのボランティアを育成しながら、地域における福祉活動の裾野を広げ、ボランティア活動の活性化や質の向上に取り組みます。

【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動への理解</li> <li>・地域のボランティア活動への積極的参加</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動の啓発(社会福祉協議会)</li> <li>・ボランティアセンターの充実(社会福祉協議会)</li> <li>・市民・行政との協働事業の推進及び充実(青少年ボランティアスクール・ボランティア見本市)(社会福祉協議会)</li> <li>・ボランティア講座の開催(社会福祉協議会等)</li> <li>・市民パートナーシップとボランティアセンターの連携強化(社会福祉協議会)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・行政との協働事業の推進及び充実(青少年ボランティアスクール・ボランティア見本市)</li> <li>・市民パートナーシップとボランティアセンターの連携強化</li> <li>・市民活動助成事業の推進</li> <li>・緑化活動への支援(種苗及び緑化資器材等支給事業、緑のまちづくり地域緑化事業補助金、自然再生活動団体助成金)</li> <li>・あいサポート事業</li> </ul>

## ⑦ 地域福祉活動団体の創出・支援

地域の特性・ニーズに応じた地域福祉活動が展開されるよう、活動対象や活動目的などの異なる様々な地域福祉活動団体を創出・育成するなどの支援を行います。また、住民ニーズに応じた住民主体のサービス提供が展開できるよう支援します。

また、川口市の地域福祉活動を支えるコミュニティの大きな柱である町会・自治会への市民の加入を支援・促進し、地域福祉活動の基盤を強化します。

### 【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会・自治会への加入</li> <li>・緊急サポートセンター事業への参加</li> <li>・住民参加型福祉サービス(家事援助サービス)に協力員として参加</li> <li>・ファミリーサポートセンター※にサポーターとして参加</li> <li>・シルバー人材センターへの登録、参加</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加型福祉サービス(家事援助サービス・<b>ちょこっと困りごとサポート</b>)の充実(社会福祉協議会)</li> <li>・ファミリーサポートセンターの充実(社会福祉協議会)</li> <li>・シルバー人材センターの地域に合わせた職種の検討(シルバー人材センター)</li> <li>・コミュニティビジネス※の立ち上げ(NPO、社会福祉団体等)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急サポートセンター事業の充実</li> <li>・ファミリーサポートセンターの充実</li> <li>・<b>新たなコミュニティビジネスの発掘・育成・連携</b></li> </ul>

#### ※ファミリーサポートセンター

安心して子育てができるように、住民参加による有償・有料の相互援助活動。子育て中の人、子育ての援助を行える人に子どもを一時的に預かってもらえるサービスのこと。

#### ※コミュニティビジネス

高齢者支援や子育て支援など地域の課題に対応して市民自らが行う事業で、市民事業ともいう。事業を通じて社会貢献することが目的で、市場原理のみでなく、地域との信頼関係の中で事業を行うのが特徴。

ひとりでも多くの市民が、それぞれの暮らす身近な地域のコミュニティ活動に気軽に参加できるよう、市民のライフステージとその特性に応じたコミュニティ活動の多様化や強化を図っていくことが重要です。

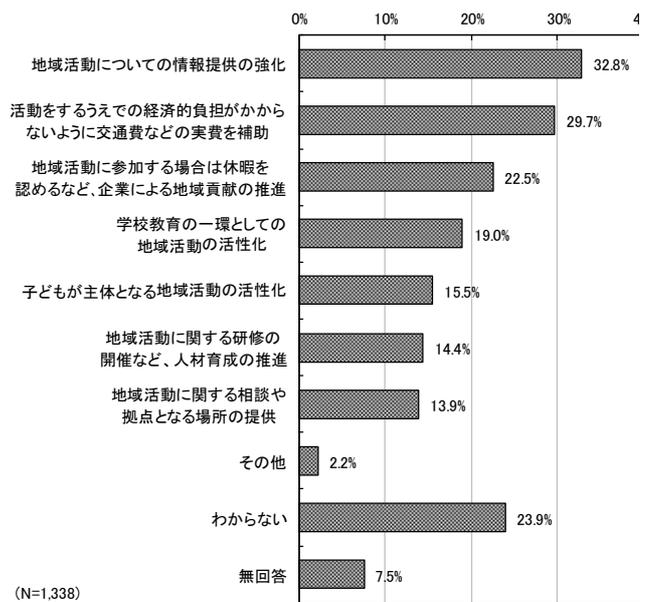
地域におけるコミュニティ活動への参加の意志はあるものの参加していないケースとして、仕事を持っていて忙しく時間がないので地域に参加する機会が少ないケース、地域への参加を始めたいけれど何から始めたらよいかわからないケースなどが想定されます。

特に20歳代の若者や就園・就学前の子育て世帯、市外に通勤している勤労世代、団塊の世代などについて、地域のコミュニティ活動に負担がなく気軽に参加できる仕組みづくりを図るとともに、興味と関心を持って参加意欲が湧くような、そして地域への愛着心が芽生えるような活動を推進していく必要があります。

【アンケート調査から】

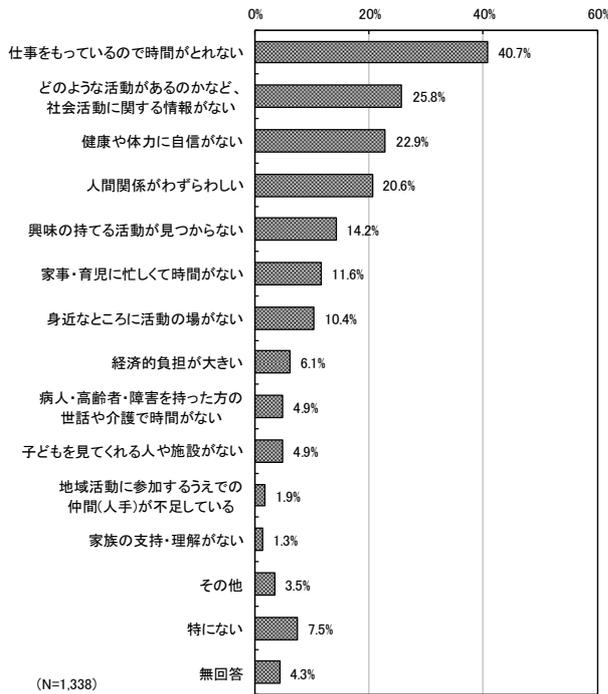
地域活動を広げていくために必要な支援として、「地域活動についての情報提供の強化」「活動をするうえでの経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助」が多くあげられています。地域活動の情報に触れる機会の拡充や、多様な媒体による情報発信、発信場所等について検討していくことが求められます。また、多様なニーズに対応するためには、無償によるボランティアだけに頼るのではなく、交通費等の実費負担、さらには有償によるボランティアなどについても検討していくことが必要と考えられます。

図表●：地域活動を広げていくために必要な支援（複数回答）

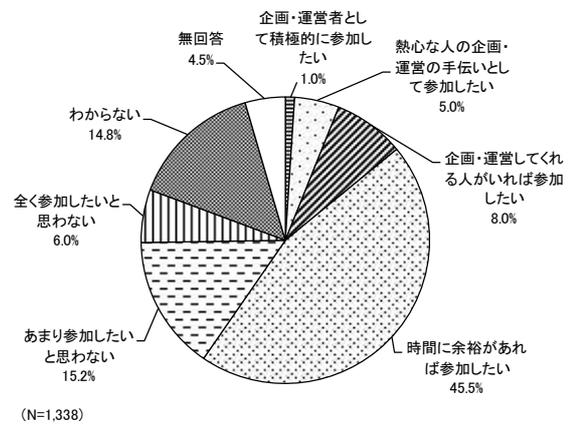


地域活動に参加しづらいと感じる理由は、「仕事をもっているので時間がとれない」が4割で最も多くなっています。そして、地域活動への参加依頼があった場合の参加意向は、「時間に余裕があれば参加したい」が4割半ばとなっており、時間があれば参加してくれることがうかがえます。担い手不足の現状から、今まで地域活動に参加していない、勤労世代を活用していく仕組みを開発することが1つの方法として考えられます。また、一度参加したら参加し続けなければいけない地域活動ではなく、都合がつくときだけや、短時間でも参加可能など、参加者の環境に応じた地域活動の形態を考えていくことも必要です。

図表●：地域活動に参加しづらいと感じる理由（複数回答）



図表●：地域活動への参加依頼があった場合の参加意向



個別方針

- ① 「子育て支援の地域づくり」
- ② 「若い世代の活動機会づくり」
- ③ 「勤労世代の活動の促進」
- ④ 「退職者等の活動支援」

## ① 子育て支援の地域づくり

孤立化することなく地域で安心して子育てができるよう、ファミリーサポートセンター事業の普及や子育て中の保護者同士の交流の機会づくり、健全な子どもの育成のための「こども食堂」など、地域における子育て支援の充実を図ります。あわせて多様化している利用者ニーズに対応できるよう、地域子育て支援拠点の機能強化を図ります。

また、地域住民の登下校時の見守りや行事への参加等を通じて、地域の子育て支援力の強化に取り組みます。

### 【取組例】

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリーサポートセンターへの参加</li> <li>・子育てサークルへの参加</li> <li>・アドベンチャープレイ事業への参加</li> <li>・こども食堂への支援</li> <li>・登下校時の見守りや学校行事への参加</li> </ul>
地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサポーターの育成(社会福祉協議会)</li> <li>・ファミリーサポートセンターの普及(社会福祉協議会)</li> <li>・子育て支援総合コーディネート事業(社会福祉協議会)</li> <li>・子育てサークルの立ち上げ(NPO、ボランティア団体等)</li> <li>・子育て世代が交流できる地域イベントの実施(町会・自治会、社会福祉団体等)</li> <li>・こども食堂のための場所の提供や物資等の支援</li> <li>・こども食堂への助成(社会福祉協議会)</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリーサポートセンターの充実</li> <li>・地域子育て支援拠点の機能強化</li> <li>・親子の遊び広場事業の充実</li> <li>・アドベンチャープレイ事業の充実</li> <li>・子どもの発達相談窓口の充実</li> <li>・子育てサポートの活動支援</li> <li>・ひとり親家庭への支援の充実</li> <li>・青少年育成委員による取組支援</li> <li>・学校応援団推進事業</li> <li>・地域ぐるみの安心・安全体制整備推進事業(スクールガード・リーダー)</li> </ul>

## ② 若い世代の活動機会づくり

地域への関心が薄く、地域活動への参加も比較的少ない若い世代について、地域への関心・興味を高めるための機会づくりや、気軽に集い参加できる活動や場の整備、**魅力ある活動内容の創出**などにより、若い世代の地域活動への参加を促進します。

### 【取組例】

市民	・地域活動、行事等への参加
地域	・青少年ボランティアの育成・活動支援(社会福祉協議会) ・子どもが参加しやすい地域イベントの実施(町会・自治会、社会福祉団体等)
行政	・青少年ボランティアの育成・活動支援 ・青少年会館等の公共施設の若い世代の利用促進

## ③ 勤労世代の活動の促進

**市内・市外**への通勤者など、地域で過ごす時間が少ないことなどから地域や地域活動に馴染みにくい勤労世代について、就労形態・時間等に配慮した参加しやすい時間帯のイベント開催などを通じて、同じ地域に住む勤労世代同士での交流機会や地域活動への参加機会を創出していきます。**また、ワークライフバランス※の推進を通じて、地域活動への参加機会の創出を図ります。**

### 【取組例】

市民	・地域活動、行事等への参加
地域	・勤労者が参加しやすい地域活動、地域イベント等の実施(町会・自治会、社会福祉団体等) ・企業・事業所の社会貢献、ボランティア活動の実施(企業等) ・地域活動の希望者と地域団体のコーディネート事業の実施(社会福祉協議会)
行政	・企業・事業所の社会貢献、ボランティア活動の啓発・促進 ・ワークライフバランス理念の啓発 ・青少年相談員活動の活性化

#### ※ワークライフバランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。少子化対策に連動する形で広まっている。また、国はその基本理念を示す「憲章」と国や企業などが取り組むべきことをまとめた「行動指針」を平成19年に策定した。

#### ④ 退職者等の活動支援

団塊の世代をはじめ、退職者などがそれぞれの知識や経験を生かしながら生きがいをもって暮らせるよう、地域における様々な住民活動やボランティア活動への関心・興味の喚起と活動への参加を促進していきます。特に、地域を支える担い手の育成・確保として、支援を必要としない元気な方が地域活動に参加するための「きっかけづくり」に取り組みます。

##### 【取組例】

市 民	・町会・自治会活動やボランティア活動への参加 ・地域活動に関する情報の収集
地 域	・町会・自治会への加入を促進(町会・自治会) ・ボランティア活動推進事業(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、地域福祉団体) ・中・高齢者を対象とした地域活動実践講座の開催(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会)
行 政	・ボランティア活動への支援 ・高齢者対象の趣味・教養講座やスポーツ教室の実施 ・盛人大学事業

近年、高齢者のひとり暮らしなど、地域や社会との関わりが薄れがちな人々が増加しており、孤立死といった社会問題への対応を含め、いかに地域で見守り体制を整備・創出していくかが問われています。

身近な地域に暮らす仲間として、地域や地域に暮らす人々への関心を持つことは、ひとり暮らし高齢者などの地域からの孤立化を防ぐだけではなく、様々な地域の問題・課題の発見という観点から重要なことです。

災害時などにおいて不可欠となる地域の助け合いは、地域の人々との日頃からのつきあいがあり、コミュニケーションが取れていることが基本です。

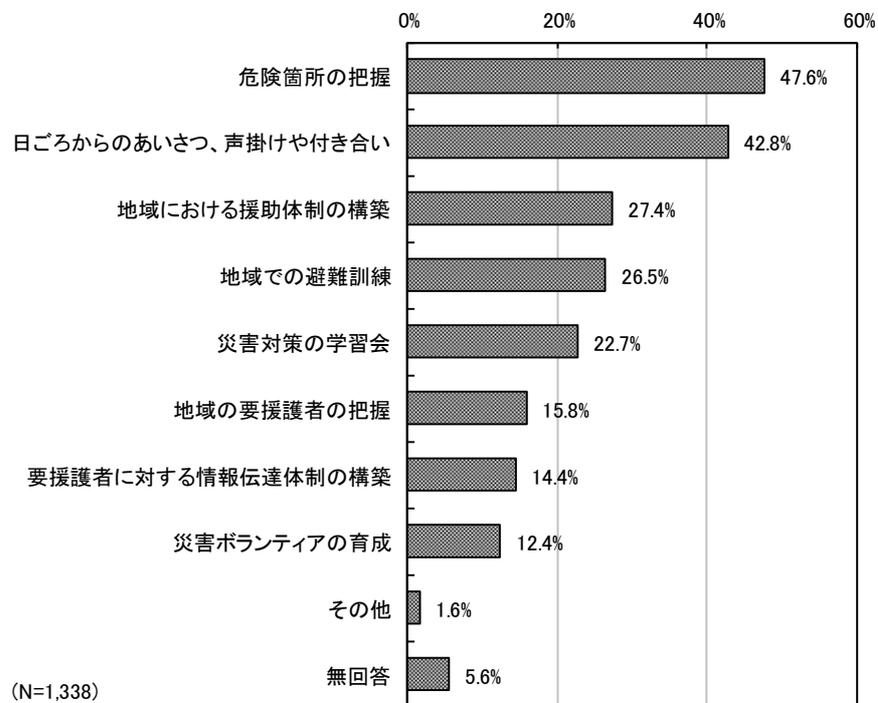
こうした観点から、地域における常日頃の見守り活動やそのための仕組みづくりについて支援していく必要があります。

### 【アンケート調査から】

災害時の備えとして、約半数の方が「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が重要と考えています。

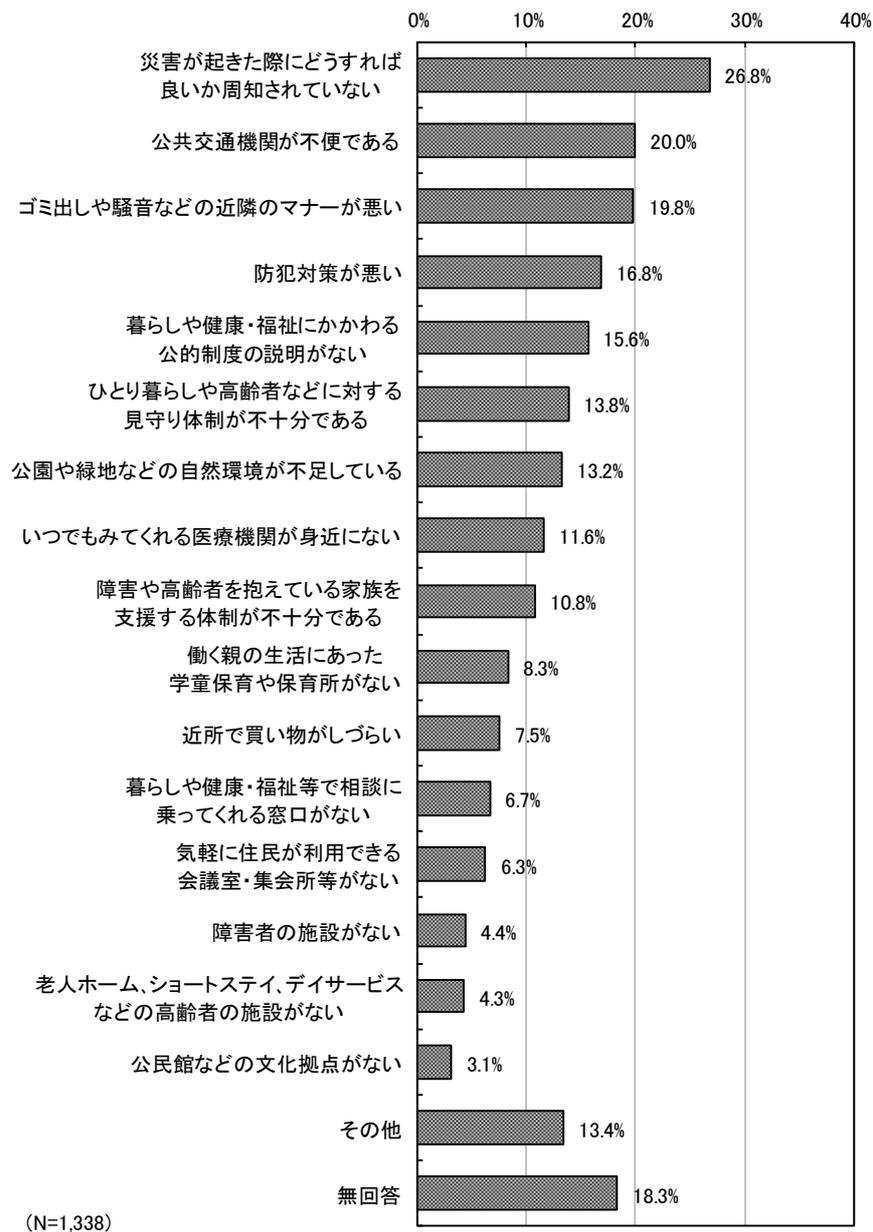
身近な地域における日頃からの付き合いを通して、地域や地域に暮らす人々への関心を持ち、ひとり暮らし高齢者などの見守りができる仕組みを築いていく必要があります。

図表●：災害時の備えとして必要なこと（3つまで）



川口市の改善すべきところとして、「災害が起きた際にどうすれば良いか周知されていない」が2割半ばで最も多くなっていることから、災害時における避難方法や避難所についての情報発信の充実を図ることが必要です。特に障害者や外国籍市民といった配慮が必要な人については、決め細やかな対応が必要です。

図表●：川口市の改善すべきところ（複数回答）



- 個別方針
- ① 「地域ぐるみの防災・防犯の取組」
  - ② 「孤立・孤独を防ぐ地域の活動」

① 地域ぐるみの防災・防犯の取組（避難行動要支援者対応）

子どもから高齢者、**外国籍市民、そして障害の有無にかかわらず**、誰もが安心して地域で暮らせるよう、大規模地震等の災害時における地域住民相互の助け合いの仕組みとしての避難行動要支援者への対応体制の確立や地域における自主防災組織活動の活性化、**福祉避難所の確保など地域ぐるみの防災活動を支援します。また、高齢者を狙った詐欺やひったくりなどへの防犯活動にも取り組みます。**

【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家具等の耐震化、家具類の転倒防止対策</li> <li>・消火器・消火用水の準備</li> <li>・非常用持出品・食糧・飲料水・常備菜の準備</li> <li>・防災訓練、防災講習会への参加</li> <li>・避難場所・避難所の確認</li> <li>・自主防災組織への参加</li> <li>・防犯教室、防犯パトロール講座への参加</li> <li>・<b>支援マップの作成と役割分担の明確化</b></li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の活動(町会・自治会)</li> <li>・防災訓練、防災講習会の実施(町会・自治会、事業者、企業)</li> <li>・避難行動要支援者の把握と地図情報の作成(町会・自治会)</li> <li>・避難カード・マップ作成(町会・自治会)</li> <li>・事務機器等の耐震化、転倒防止対策(企業、事業者)</li> <li>・消火器・消火用水の準備(企業、事業者)</li> <li>・災害時の避難施設として市と協定を締結(事業者)</li> <li>・避難経路・避難場所・避難所の確認(企業・事業者)</li> <li>・発災時の社員・職員の行動マニュアルの作成(企業・事業者)</li> <li>・<b>地域防災ネットワーク会議(社会福祉協議会)</b></li> <li>・災害ボランティアセンターの設置・運営及び連携体制の整備(社会福祉協議会)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>災害時における情報発信及び情報収集の充実</b></li> <li>・自主防災組織の育成</li> <li>・避難場所・避難所の指定整備</li> <li>・福祉避難所の整備</li> <li>・民間福祉施設との避難協定(<b>受入れ協定</b>)の締結推進</li> <li>・避難行動要支援者登録制度の推進</li> <li>・防災リーダー認定講習の開催</li> <li>・災害ボランティア活動の支援体制の整備</li> <li>・防犯教室・防犯パトロール講座の充実</li> <li>・<b>外国籍市民への避難方法や避難場所など災害時対応方針の周知(「外国人対象の防災訓練講習会、日本語教室、防災ハンドブックの多言語化、多言語による指さし会話シート)</b></li> </ul>

## ② 孤立・孤独を防ぐ地域の活動

近年、不登校や引きこもり、虐待、孤独死、そしてごみ屋敷問題など、地域からの孤立をひとつの要因とする問題が増加していることから、地域住民同士が互いに関心を持つとともに、こうした孤立しがちな方への関心と気遣いをもった見守り体制の構築や居場所づくりなどの支援を充実します。

### 【取組例】

市 民	<ul style="list-style-type: none"><li>・町会・自治会やボランティア団体等の地域コミュニティへの参加</li><li>・市や社会福祉協議会が実施する見守り事業の利用</li></ul>
地 域	<ul style="list-style-type: none"><li>・「向こう三軒両隣」の地域コミュニティづくり(町会・自治会)</li><li>・さわやかコールや食事サービスなどを通じた安否確認(社会福祉協議会)</li><li>・見守りネットワークの整備(社会福祉協議会)</li><li>・地域福祉推進員による活動(社会福祉協議会)</li><li>・民生委員・児童委員の周知(町会・自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員)</li><li>・子ども食堂の展開</li></ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>・ふれあい収集</li><li>・配食サービスや緊急通報システムなどを通じた安否確認</li><li>・新聞配達店等の地域資源を活用した「見守り協定」ネットワークの構築</li><li>・緊急通報システム</li><li>・民生委員・児童委員制度の啓発</li></ul>

## 取組方針

### (5) 福祉サービスの充実

市民自ら、あるいは家族単位で自力で行う「自助」、地域でともに助け合う「共助」が重要とはいえ、そこには限界があります。

これらの「自助」「共助」による取り組みを支えるために、市全体の福祉の基盤的なサービスを推進する「公助」が大事な役割を果たします。

必要とされるサービスも多様化していることなどから、市民ニーズに応じた新たなサービス提供者の育成に取り組むとともに、サービスを必要とする市民ニーズに決め細やかな対応ができるようサービスの質の向上に取り組むことが求められています。併せて、サービスの質の向上に向けた評価体制づくりにも取り組んでいく必要があります。

また、高齢者や障害者、障害児が共に利用できる共生型サービスの充実や、誰もが安定した生活を送ることができるよう、生活困窮者に対する支援の充実が求められています。

- 個別方針
- ①「相談・ケアマネジメント※体制の整備」
  - ②「サービス評価体制の確立」
  - ③「共生型サービスの充実」
  - ④「生活困窮者の自立支援の充実」

#### ※ケアマネジメント

市民のニーズを充足させるため、適切な社会資源（福祉や医療などのサービス）と、それを必要とする人とを結びつける手続き・調整のこと。

#### ① 相談・ケアマネジメント体制の整備

福祉ニーズとそれに対応したより適切なサービス・解決策を結びつけるため、相談・ケアマネジメントの質の向上に取り組めます。

#### 【取組例】

市民	・情報収集・評価・判断方法の習得など、利用者の能力向上・強化 ・地域包括支援センターの活用
地域	・地域福祉の総合相談機能の充実とネットワークづくり(社会福祉協議会) ・福祉施設の専門性を活かした各種福祉相談の充実(社会福祉団体)
行政	・福祉事務所のケースワーカー等職員の研修機会の充実など資質向上 ・窓口業務における職員の資質向上

## ② サービス評価体制の確立

福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者がより適切なサービス（事業者）を選択できるよう、利用者アンケート等によるサービス評価や行政職員自らが行う行政評価などの取り組みを通じて、サービス評価体制の確立を図ります。

### 【取組例】

市民	・利用者アンケートや市民意識調査への協力 ・サービス向上について積極的に提案
地域	・利用者アンケート等の実施 ・サービスの自己評価の実施
行政	・利用者アンケート等の実施 ・サービスの自己評価の実施 ・福祉サービス利用者のニーズ調査の実施 ・行政評価・外部評価を通じた事業の見直し・改善

## ③ 共生型サービスの充実

介護の担い手不足への対応や、65歳以上の障害者が引き続き同じ事業所でサービスを受けられるよう、共生型サービスの充実に努めます。

### 【取組例】

市民	・共生型サービスへの理解と利用
地域	・共生型サービスへの展開(事業者)
行政	・共生型サービスの普及・啓発

## ④ 生活困窮者の自立支援の充実

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮状態からの早期自立を支援します。

### 【取組例】

行政	・生活困窮者自立相談支援事業 ・住居確保給付金支給事業 ・生活困窮者就労準備支援事業
----	--

## 基本目標 2 伝え育む仕組みづくり

福祉サービスの提供や地域における活動が地域の課題の解消につながらない大きな理由として行政や地域の活動団体などが発信している様々な情報が地域に十分浸透していないということがあります。

地域福祉を推進していくためには、その主役である市民一人ひとりが、地域の情報を主体的に得ようと努めること、自身や地域の問題・課題について考えるための知識を蓄積することやその助けとなるコミュニティとのつながりを得ること、問題や課題の解決に向けて取り組んでいくための手段やしぐみを知ることが必要です。

そのためには、情報の発信者である行政や活動団体は、市民に対しサービスや地域コミュニティに関わる情報を分かりやすくかつ積極的に発信・提供することが重要です。

また、地域コミュニティ活動が活発に行われ、市民一人ひとりが地域福祉の担い手となる基盤を作るのは「ひとづくり」（人材育成や教育）です。福祉に関わる知識・情報を広く伝え、今の世代が先達から受け継ぎ培った知識・ノウハウを次の世代に伝えていくことが重要です。

### 取組方針 (1) 情報発信の強化（啓発）

ライフスタイルの多様化等に伴い、市民が求める情報も多様化しています。

情報の発信・提供にあたっては、市民や地域が必要とするサービス等の情報をわかりやすく伝えるとともに、提供するための媒体についても、SNSやフェイスブック、スマートフォン等の普及を踏まえながら、提供する情報の種類・特性に応じた媒体活用を図っていくことが求められます。

#### 【アンケート調査から】

福祉や健康について知りたい情報は、「高齢者や介護保険サービスについての情報」「健康づくりについてのサービスの情報」「子育てについてのサービスの情報」など年齢やその人の置かれた環境に応じた多様なニーズが明らかとなりました。また、地域活動を広げていくために必要な支援として「地域活動についての情報提供の強化」が最も多くあげられています。

地域活動を推進するため、広報紙やインターネットなど様々な媒体を通じたより一層の情報発信が求められます。

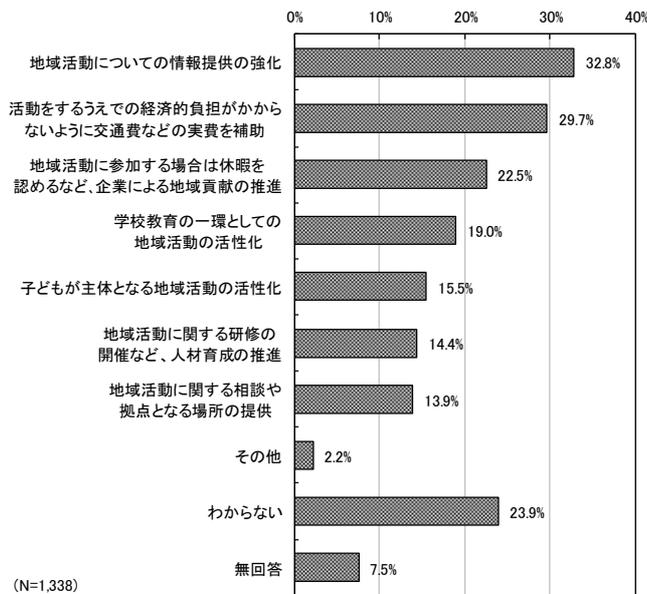
図表●：福祉や健康について知りたい情報（年齢別）

	回答者数	合計	1. 健康づくりについてのサービスの情報	2. 子育てについてのサービスの情報	3. 高齢者や介護保険についての情報	4. 障害者や障害福祉サービスについての情報	5. 福祉や健康についてのサービス利用方法についての情報	6. ボランティア活動やNPOなどの住民活動についての情報	7. 健康づくりや生きがいのための学習機会(講座や教室)についての情報	8. 高齢者や障害者が生活しやすい住宅や福祉機器についての情報	9. 日常生活を送るうえでの経済的支援についての情報(生活困窮など)	
全体	1,338 (100.0)	2,578 (192.7)	387 (28.9)	220 (16.4)	503 (37.6)	121 (9.0)	338 (25.3)	84 (6.3)	228 (17.0)	159 (11.9)	176 (13.2)	
問2・年齢	1. 18～39歳	280 (100.0)	518 (185.0)	75 (26.8)	131 (46.8)	47 (16.8)	29 (10.4)	42 (15.0)	16 (5.7)	28 (10.0)	11 (3.9)	42 (15.0)
	2. 40～64歳	581 (100.0)	1,162 (200.0)	176 (30.3)	86 (14.8)	223 (38.4)	57 (9.8)	153 (26.3)	48 (8.3)	114 (19.6)	85 (14.6)	83 (14.3)
	3. 65～74歳	241 (100.0)	467 (193.8)	77 (32.0)	1 (0.4)	109 (45.2)	19 (7.9)	77 (32.0)	14 (5.8)	54 (22.4)	29 (12.0)	29 (12.0)
	4. 75歳以上	224 (100.0)	406 (181.3)	57 (25.4)	2 (0.9)	118 (52.7)	14 (6.3)	61 (27.2)	6 (2.7)	31 (13.8)	30 (13.4)	21 (9.4)
	5. 無回答	12 (100.0)	25 (208.3)	2 (16.7)	0 (-)	6 (50.0)	2 (16.7)	5 (41.7)	0 (-)	1 (8.3)	4 (33.3)	1 (8.3)

	10. 住まい(住宅など)に関する情報	11. その他	12. 特になし	13. 無回答	
全体	136 (10.2)	13 (1.0)	152 (11.4)	61 (4.6)	
問2・年齢	1. 18～39歳	52 (18.6)	1 (0.4)	42 (15.0)	2 (0.7)
	2. 40～64歳	61 (10.5)	7 (1.2)	57 (9.8)	12 (2.1)
	3. 65～74歳	15 (6.2)	3 (1.2)	24 (10.0)	16 (6.6)
	4. 75歳以上	7 (3.1)	2 (0.9)	26 (11.6)	31 (13.8)
	5. 無回答	1 (8.3)	0 (-)	3 (25.0)	0 (-)

注：( )内はサンプル数を100とした割合

図表●：地域活動を広げていくために必要な支援（複数回答）



個別方針

- ① 「利用者の立場に立ったサービス情報提供体制の充実」
- ② 「関係する法制度の周知・活用の促進」

## ① 利用者の立場に立ったサービス情報提供体制の充実

福祉に関する相談体制を含め、利用者の特性・ニーズに応じた様々な福祉サービスが適切に利用することができるよう、サービス情報の発信力を強化し、外国籍市民向け情報紙発行等を含め、情報媒体の多様化に取り組みます。

また、サービス利用者についても、サービスについての情報収集力の強化や、評価・判断基準の確立など、意識啓発に取り組みます。

### 【取組例】

市民	・情報収集・評価・判断方法の習得など、利用者の能力向上・強化
地域	・地域福祉のポータルサイトの立ち上げ・活用を検討(社会福祉協議会)
行政	・介護相談員を通じた介護保険・高齢福祉サービスの情報提供 ・障害者相談支援事業 ・外国籍市民向けの市ホームページの充実・情報誌の発行(多文化共生情報誌「TOMO×TOMO」の発行、外国人向けごみ集積所(ステーション)収集日看板の作成)

## ② 関係する法制度の周知・活用の促進

少子高齢化などの社会状況の変化に伴い、現在国においては持続可能な社会保障制度のありかたを巡り様々な議論がなされています。こうした状況の中で社会保障制度については、法律が次々に制定・改正されるなど、福祉を巡る法制度はめまぐるしく変化しています。

市は、市民がそれぞれの状況とニーズに応じた制度・サービスを適切に利用できるよう、制度やしきくみについてわかりやすく周知を行うとともに、併せて市民が必要なサービスを適切に活用できるような環境の整備に取り組みます。

### 【取組例】

市民	・法制度についての知識習得
地域	・介護保険制度や障害者総合支援法等の理念・仕組みの周知(事業者) ・制度の新設・改正内容を学習する場や機会づくり(事業者、社会福祉協議会等)
行政	・制度の新設・改正内容の周知・啓発 ・研修受講等を通じた専門職職員の資質向上

地域福祉を推進していくためには、差別・偏見に対する啓発等を含め、市民一人ひとりの福祉意識の醸成・向上が不可欠です。

また、地域における様々な問題・課題を解決していくためには、地域に暮らす人の様々な経験・知識やボランティア・地域活動への参加意欲などが大きな資源となります。

しかしながら、少子高齢化が進む中で、地域福祉を担う人材が高齢化するとともに減少しており、新たな担い手の確保・育成が課題となっています。

こうした地域の資源・人材を発掘し、活用していくためのしくみづくりを進める必要があるとともに、福祉に携わる専門職の育成や質的向上、地域福祉推進のコーディネーターとなる人材の育成なども重要になってきます。

**個別方針**

- ①「地域福祉人材の育成・発掘」
- ②「差別・偏見を解消する取り組み」
- ③「福祉教育・学習の充実」
- ④「ボランティア活動のきっかけづくり」

## ① 地域福祉人材の育成・発掘

ファミリーサポートセンターの提供会員や認知症サポーター※の育成など、地域における福祉人材の育成・発掘を通じて、住民参加型の福祉活動の充実を図っていきます。**あわせて、住民参加型の活動を充実させることで、地域住民の認知症や障害への理解を促進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。**

### 【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動への参加</li> <li>・住民参加型福祉サービス(家事援助サービス)の協力員への登録</li> <li>・ファミリーサポートセンターの提供会員への登録</li> <li>・認知症サポーター養成講座の受講</li> <li>・市民後見人候補者養成講座などの受講</li> <li>・プレイリダー養成講座の受講</li> <li>・<b>担い手となりそうな人への声かけ</b></li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加型福祉サービス(家事援助サービス、<b>ちょこっと困りごとサポート</b>)の充実(社会福祉協議会)</li> <li>・ファミリーサポートセンターの充実(社会福祉協議会)</li> <li>・市民後見人候補者養成講座などの実施(社会福祉協議会)</li> <li>・<b>コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の設置</b></li> <li>・市民活動助成事業の活用(社会福祉団体)</li> <li>・<b>成年後見センター事業(社会福祉協議会)</b></li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>人材育成・発掘のための手法の検討</b></li> <li>・認知症サポーター養成講座の実施</li> <li>・里親支援の推進</li> <li>・プレイリダー養成講座の実施</li> <li>・<b>あいサポート事業</b></li> </ul>

#### ※認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の方やそのご家族を自分のできる範囲で暖かく見守り支えていく人のこと。厚生労働省が平成17年から認知症サポーター事業を展開しており、6時間の講座を受けた先生役のキャラバン・メイトが、全国各地で一般市民を対象に認知症サポーター養成講座を開き、そこで認知症の基礎知識を身につけた認知症サポーターが地域で認知症の人を支えることを目指している。川口市には**17,445人**の認知症サポーターがいる(平成30年10月末現在)

## ② 差別・偏見を解消する取り組み

差別・偏見のない当たり前地域であるために、住民一人ひとりの多様性を互いに認め合えるよう、ノーマライゼーション※などの理念の浸透などを含め、差別・偏見に対する啓発・広報を進めます。

### 【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉イベントへの積極的参加</li> <li>・身近にいる障害のある人たちへの声掛け・見守り</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者団体と市民等との交流による社会参加と相互理解の推進(社会福祉団体)</li> <li>・ノーマライゼーション及びソーシャルインクルージョン※の理念についての学習機会づくり(社会福祉団体)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に代表される「こころのバリアフリー」について広報・啓発</li> <li>・人権教育の推進(人権相談、学校教育推進事業、人権を考える集い)</li> <li>・社会福祉大会や「福祉の日デザイン画」等を通じた福祉の心の涵養</li> <li>・障害者週間記念事業</li> <li>・精神保健福祉関係事業</li> <li>・男女共同参画の推進</li> </ul>

#### ※ノーマライゼーション

障害をノーマルにするということではなく、障害者の住居・教育・労働・余暇などの生活の条件を可能な限り障害のない人の生活条件と同じようにすること。この考え方は、今日、障害をもつ人たちだけでなく、高齢者、女性など、社会的弱者とみなされている人々に対する基本的な理念となっている。

#### ※ソーシャル・インクルージョン (Social Inclusion)

貧困者や失業者、ホームレス等、社会から排除されている人々の社会的参入。あらゆる人を排除しない社会を創ろうという理念。

### ③ 福祉教育・学習の充実

地域福祉や地域活動に関する関心・興味を喚起・向上させるため、福祉について学んだり体験したりできる機会の創出・充実を図ります。

#### 【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉体験・学習機会への参加</li> <li>・ボランティア活動への参加</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアマインド推進校指定事業※の充実(社会福祉協議会)</li> <li>・市民のボランティア活動の受入(社会福祉団体、事業者)</li> <li>・福祉教育・ボランティア学習の推進(社会福祉協議会、社会福祉事業団、NPO)</li> <li>・地区レベルでの福祉教育・学習会の開催(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、学校)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育におけるボランティア・福祉教育の実施</li> </ul>

#### ※ボランティアマインド推進校指定事業

社会福祉協議会が中心に行っているボランティアについてのマインド(精神)を高めるために行う事業。現在、福祉教育推進の一貫として、小学校、中学校、高等学校でボランティアマインド推進校指定事業を実施している。

### ④ ボランティア活動のきっかけづくり

地域福祉や地域活動に対する市民自らの関心・興味が身近なボランティア活動に参加するためのきっかけづくりとして、地域で取り込まれている様々なボランティア活動やイベントの情報提供などに取り組みます。

#### 【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動に対する理解</li> <li>・ボランティア活動への積極的な参加</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動推進事業(ボランティアセンターホームページ、情報紙「ぼらんていあ川口」の発行、ボランティア育成・啓発)(社会福祉協議会)</li> <li>・ボランティア休暇の導入等、従業員のボランティア活動を支援(事業者)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様なメディアを活用したボランティア情報の提供充実</li> <li>・ボランティア見本市等の啓発事業の充実</li> <li>・ボランティア講座の計画的な開催</li> <li>・企業・事業所の社会貢献・ボランティア活動促進に関する啓発</li> </ul>

## 基本目標 3

## その人らしく暮らす環境づくり

川口市にはおよそ 60 万人の市民が暮らしています。そして、この 60 万人には一人ひとりに顔があり、それぞれが異なる個性や夢をもって暮らしています。

豊かさとは、ものがたくさんあることではなく、様々なものがあること。川口市に暮らす 60 万人一人ひとりの多様性と、それを互いに認め合うことこそが川口市の豊かさであると考えます。

そのために、川口市に暮らす誰もがその人らしく暮らしていくことができるよう、多様性に基づく様々な環境づくりに取り組んでいくことが重要です。

### 取組方針

#### (1) バリアフリー化の推進

子どもから高齢者、**障害者**の誰もが地域の中での移動などに不便を感じることなく暮らしていけるよう、歩道の段差を解消するなどのバリアフリーを進める必要があります。

そのために、行政と事業者等が連携し、ユニバーサルデザイン※に基づく地域づくりや移動手段の確保に向けた取り組みを推進していくことが重要です。

#### 【アンケート調査から】

川口市の良いところで「公共交通機関が便利である」が 2 番目に多くなっていましたが、改善すべきところとしても 2 番目に多くあげられています。地域別にみると新郷地域・神根地域・安行地域は全体に比べ多くなっています。このような声があがっている地域の公共交通について、改善を検討していく必要があります。

#### 個別方針

- ① 「安全・安心な住環境づくり」
- ② 「移動・情報伝達手段のバリアフリー化の推進」

#### ※ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）」の意味。年齢、性別、身体、国籍などの特性や違いを越えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

## ① 安全・安心な住環境づくり

住み慣れた自宅・地域でいつまでも暮らせるよう、手すり設置などのバリアフリー化への支援や高齢者向け住宅の斡旋・提供など、安全・安心な住環境づくりに取り組みます。

### 【取組例】

市民	・高齢者や障害者仕様の住宅建築・改修
地域	・住みよい住宅の提供・改修の実施(事業者) ・住宅の公的保証人制度による住宅斡旋、入居受け入れ(事業者)
行政	・既存の市営住宅のバリアフリー化 ・住宅改造相談の実施 ・高齢者や障害者に対する住宅確保支援制度の拡充(重度身体障害者(児)居宅改善整備費助成事業、住宅改修資金助成金、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業) ・サービス付き高齢者向け住宅登録事業

## ② 移動・情報伝達手段のバリアフリー化の推進

誰もが安心して出かけることができるよう、地域・街中におけるバリアフリー化を進めるとともに、視覚障害者や聴覚障害者などの意向を配慮したコミュニケーション支援の充実を図っていきます。また、積極的に障害者に支援する市民が増えるよう、心のバリアフリーを推進します。

### 【取組例】

市民	・街角で困っている人に対する積極的な手助けの実践
地域	・公共交通機関等のバリアフリー化と利便性の向上(事業者) ・盲導犬の積極的な受入(商店・企業) ・放置自転車、商品の路上はみ出しなど通行妨害の解消(商店・企業) ・視覚障害者・聴覚障害者に配慮した情報伝達手段の確保(商店・企業) ・移動制約者への移送手段の確保(事業者)
行政	・バリアフリー基本構想の周知・推進 ・公民館等の社会教育施設のバリアフリー化 ・ノンステップバス導入促進事業 ・福祉有償運送制度※の周知 ・身体障害者補助犬の周知 ・手話通訳者派遣業務委託事業 ・交通安全思想の普及 ・バリアフリー推進事業(市ホームページのユニバーサルデザイン化)

#### ※福祉有償運送制度

NPO等が自家用自動車を使用して、身体障害者、要介護者等の移送を行う、「自家用有償旅客運送」の一つ。

市民一人ひとりがそれぞれの個性や夢に応じて、生きがいとなるような自己実現に向けたいきいきとした暮らしができるよう、そのための支援が重要です。

自己実現のあり方・あり様は様々ですが、その多様性を踏まえながら、例えば、障害者や高齢者の就業意欲や身近な地域活動への参加意欲を就業やボランティア活動などに結びつけることができるような仕組みづくりを構築・強化していくことが重要になります。

そのため、地域の様々な企業や活動団体等との連携体制の確立・強化も必要です。

- 個別方針
- ① 「特別支援教育※の推進」
  - ② 「障害者・高齢者の就労機会の拡大」
  - ③ 「障害者・高齢者の社会参加の促進」

### ① 特別支援教育の推進

障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる生きる力を培う、多様で柔軟な教育を推進します。

#### 【取組例】

市民	・ノーマライゼーション理念の理解
地域	・ノーマライゼーション理念の理解
行政	・ノーマライゼーション理念に基づく教育の推進 ・特別支援学級の特性を活かした指導、通級による指導の充実 ・支援籍※学習の普及

#### ※特別支援教育

従来の特殊教育の対象だけでなく、発達障害を含む障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けて、適切な教育や指導を行うもの。

#### ※支援籍

障害のある児童生徒が、必要な学習を行うために、在籍する学校・学級以外に学籍を置く、埼玉県独自の制度。特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習を行うことができる。

## ② 障害者・高齢者の就労機会の拡大

障害者・高齢者が、それぞれの就業意欲や能力・知識などに応じた就業ができるよう、就労相談などの充実を図るとともに、多様な就労機会や場の拡大に取り組んでいきます。

### 【取組例】

市民	・職業能力の向上 ・作業所・授産施設等の活動の理解
地域	・作業所・授産施設等の活動支援(社会福祉団体) ・障害者の就労実習の場の提供(企業等) ・作業所・授産施設等の高付加価値型事業の企画・開発、販路拡大など(社会福祉事業者、企業) ・シルバー人材センターの地域の特色に合わせた職種の検討(シルバー人材センター)
行政	・障害者就労支援センター事業 ・シニア向け就職支援セミナー、就職面接会

## ③ 障害者・高齢者の社会参加の促進

障害者・高齢者がそれぞれの関心・興味に応じて気軽に社会参加できるよう、介護予防などの健康づくりを推進するとともに、文化・スポーツなどの様々な分野における生涯学習・イベントの充実を図っていきます。

### 【取組例】

市民	・ノーマライゼーション理念の理解
地域	・地区レベルでの福祉教育・学習会の開催(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、学校) ・地域活動への障害児(者)、高齢者の参画の促進(社会福祉団体等)
行政	・健康、生きがいづくり、介護予防や社会参加などの支援充実 ・障害者スポーツ大会 ・障害者のスポーツ・レクリエーション活動、生涯学習活動などへの参加を促進するための支援の充実

都市化や核家族化の進展により、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者が増加するとともに、近年では特に認知症高齢者の増加も大きな問題となっています。

市民誰もが住み慣れた地域で尊厳をもって暮らしていくために、支援を必要とする世帯に対しては、民生委員・児童委員を中心に地域で住民相互の見守り活動等を通して、異変の早期発見に努めるなど、地域における支え合いの仕組みが重要であるとともに、権利擁護事業や成年後見制度などの制度的な仕組みの活用を選択肢としてもてるよう、こうした仕組みについての周知・普及を図っていくことも重要になります。増加傾向にある認知症や精神疾患等をかかえる高齢者や障害者などが地域で安心して暮らしていくためには、身近で支援できる市民後見人の存在も重要になってきています。

また、福祉サービス利用者の権利を守るためには、サービスを利用する過程で生じる利用者の不満などの様々な問題を適切に解決できる仕組みが大切であり、苦情解決体制の整備が求められます。

さらに、核家族化や地域との結びつきの薄い家庭の増加等を背景に、子ども・高齢者・障害者等への家庭内における虐待が社会問題となっています。様々な事情の中で、虐待の被害者自らが助けを求めるケースは少なく、また、地域から孤立化した家庭の中での虐待は発覚しづらいことなどから、事態が深刻化することもあります。

それだけに、日頃からの地域の人々・仲間への関心をもって暮らすことや地域での見守り活動などが重要になっています。

- 個別方針
- ① 「権利擁護の推進」
  - ② 「苦情解決体制の整備」
  - ③ 「虐待防止体制の整備」
  - ④ 「市民後見人の育成」

## ① 権利擁護の推進

成年後見制度やあんしんサポートねっと等についての市民の関心・意識の向上を図るとともに、利用者支援や苦情解決体制を充実させ、市民誰もが住み慣れた地域で尊厳をもって暮らしていけるよう、権利擁護の推進に取り組みます。

### 【取組例】

市民	・市民後見人制度の理解と参加
地域	・福祉サービス利用援助事業※(あんしんサポートねっと)の実施と周知(社会福祉協議会) ・ <b>成年後見センター事業(社会福祉協議会)</b> ・市民後見人候補者養成講座などの実施(社会福祉協議会)
行政	・成年後見制度の啓発 ・成年後見制度利用支援事業の充実 ・ <b>人権相談</b> ・個人情報の管理体制の推進

## ② 苦情解決体制の整備

サービス利用者からの個々の苦情を密室化することなく、社会性や客観性を確保しながら円滑に解決できる体制の整備により、福祉サービスに対する利用者の満足度の向上や権利擁護、また、事業者の信頼や適正性の確保に取り組みます。

### 【取組例】

市民	・福祉サービス利用者の権利の理解
地域	・福祉サービス利用者への苦情解決制度の適切な説明(福祉事業者) ・福祉施設の苦情に対する第三者機関(委員)の設置(福祉事業者等)
行政	・サービス苦情解決体制の適切な運営・周知

### ③ 虐待防止体制の整備

虐待に関する知識や意識の普及・啓発を図るとともに、地域や地域住民に対する関心と気遣いに基づく見守りや関係機関との連携強化など、虐待を見逃さないための体制づくりに取り組みます。

#### 【取組例】

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待に対する知識の習得</li> <li>・身の回りの虐待を見逃さず行政機関への通報</li> <li>・自らが虐待を行わないよう、困りごとについて周囲や行政への相談</li> </ul>
地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における虐待を見逃さず行政機関へ通報(町会・自治会、民生委員、隣人)</li> <li>・虐待を未然に防ぐために養護者や保護者の悩み事を相談できる環境づくり(NPO、社会福祉団体、学校、保育所、医療機関等)</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例に基づく虐待防止施策の展開</li> <li>・介護や育児に悩みを抱える養護者や保護者に対する相談体制の強化</li> <li>・障害者虐待防止センターの適切な運用</li> <li>・要保護児童対策協議会の適切な運用</li> </ul>

#### ※福祉サービス利用援助事業

県社会福祉協議会からの委託を受けて市社会福祉協議会が行っている「あんしんサポートねっと」のこと。高齢者や知的障害・精神障害等のある方で、一人で生活していくには、不安がある方が安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に訪問し支援を行う。

### ④ 市民後見人の育成

近年、増加傾向にある認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない市民が、地域で安心して暮らすことができるよう支援するため、親族や専門職以外の市民が社会貢献として担う成年後見人を育成します。また、弁護士会や司法書士会、NPO団体等とのネットワークづくりを進めながら、市民後見人養成講座修了者の活動の場の確保に努めます。

#### 【取組例】

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養成研修の受講</li> <li>・認知症や知的障害、精神障害等への理解</li> </ul>
地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後見が必要な市民を行政機関へつなぐ</li> <li>・市民後見への理解</li> <li>・市民後見人養成講座の実施(社会福祉協議会)</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見センターでの取組強化</li> <li>・市民後見人の普及・啓発</li> </ul>

# 第3章

## 計画の推進体制



## 1 計画推進の方向性

この計画は川口市がめざす将来都市像と多様な福祉施策や福祉サービス、地域住民等による福祉活動を相互につなぐ役割をはたすものとして策定しました。

本計画を総合的かつ効果的に推進するためには、市民等と市がそれぞれの立場と役割を理解し、川口市協働推進条例（平成24年条例第15号）の基本理念に基づき、協働・連携していく必要があります。

計画の推進にあたっては、まず本計画を広く市民に周知し、本計画が目指す基本理念の理解を促進するとともに、市民や地域、市のそれぞれが本計画の理念を踏まえた活動を展開していくことが重要です。

## 2 計画推進の取り組み

市は地域福祉計画を市ホームページ上で公開するなど周知に努め、また計画の改定期に向けた地域福祉の情報収集にあたるとともに、市が福祉施策を策定する際に地域福祉計画の理念を反映するよう努めます。また、地域福祉の推進のため、川口市社会福祉協議会が策定している川口市地域福祉活動計画（「かわぐち市民活動プラン」）と連携し、地域の福祉活動を支援します。

本計画で掲げる基本理念の実現に向けた具体的な取組として、今計画期間中に実施する取組を次ページに定めます。また、計画の進行管理と評価を行う中で、取組の進捗状況や実績についても明らかにすることとします。

### 3 本計画期間中に実施する取組

#### 基本目標1 地域で支えあう仕組みづくり

取組方針	(1) 多様な分野との連携
個別方針	②分野・組織を超えた相談体制等の仕組みの整備
実施取組	「複合的、分野横断的な課題に対する支援体制の整備」
<p>近年、壮年の引きこもりと老親が社会から孤立する「8050 問題」や「若年性認知症」、「障害のある生活困窮者」など、福祉ニーズの多様化・複雑化が進んでおります。このような、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題については、相談者や世帯が抱える複合的な悩みを総合的に受け止め、円滑に相談できる体制の整備が必要です。</p> <p>そのため、市では相談者や世帯の課題を把握し、多機関・多分野と連携を図る体制について検討し、課題に応じた適切な支援が包括的に提供される仕組みづくりの推進に努めます。</p>	
取組方針	(2) 「地域コミュニティの創造・強化」
個別方針	⑤地域福祉実践体制の強化
実施取組	「民生委員・児童委員の定員充足率の向上」
<p>地域の実情に通じ、住民と福祉サービスを結ぶ役割を持ち、また地域住民の相談相手となる民生委員・児童委員は、虐待の防止や地域の見守り活動など様々な場面で活動が期待されています。一方、その職責の重要性に対し、活動の負担が大きいこと、原則無報酬の活動であることや、住民の地域への帰属意識が希薄化していることなどから、なり手不足が社会問題化しています。</p> <p>民生委員・児童委員の定員充足率は、地域コミュニティが地域福祉を実施するための基礎体力とも言える喫緊の課題であることから、平成 28 年 12 月の一斉改選後、候補者の推薦母体となる町会・自治会に対し、欠員が出ている地域を中心に推薦を再度依頼するとともに、平成 29 年 10 月の川口市社会福祉大会において、民生委員・児童委員の PR を行いました。これらを受け、平成 30 年 11 月時点の現員数は、平成 28 年 12 月と比較し、1%向上しています。</p> <p>また、なり手不足の要因のひとつである負担軽減策の導入についても、他市の事例を参考に検討を進めます。</p>	
取組方針	(4) 地域の見守り活動の推進
個別方針	①地域ぐるみの防災・防犯の取組（避難行動要支援者対応）
実施取組	「福祉避難所の整備」 「民間福祉施設との避難協定の締結推進」
<p>福祉避難所とは、川口市地域防災計画に定められた避難所のうち、小中学校などに開設される一般の避難所での生活が困難で、特別の配慮を要する方のために開設する避難所です。</p> <p>市では、震災時の建物の耐震性やバリアフリーの状況などを勘案し、平成 25 年 3 月に、市内の福祉施設を中心に 14 カ所を指定しました。また、平成 28 年 3 月に、市内の 7 事業者 10 施設と「災害時における社会福祉施設への要援護者の受け入れに関する協定」を締結しました。</p> <p>しかし、災害の規模によっては福祉避難所が不足することが予測されることから、事業者への周知</p>	

や協力の呼びかけにより民間福祉施設との避難協定の締結を進め、福祉避難所のさらなる確保に努めます。また、福祉避難所の備蓄物資についても充実に努めます。

取組方針	②孤立・孤独を防ぐ地域の活動
個別方針	「新聞配達店等の地域資源を活用した「見守り協定」ネットワークの構築」
<p>都市化・高齢化・核家族化など、社会構造の変化に伴い住民相互の関係が希薄となった結果、地域社会から孤立する住民が増える傾向にあります。中でも高齢世帯やひとり暮らしの高齢者が異変・病変の際に助けを求めにくい状況は生命に関わる問題であることから、市はこれまで配食サービス事業や緊急通報装置の貸与事業などを通じ、高齢者の見守りに努めてきました。</p> <p>一方、近年はそうした高齢者に限らない様々な年齢層について、地域社会や福祉サービスにつながらない状況で、病気或いは生活困窮などが原因で死亡する、いわゆる「孤立死」が社会問題化しています。こうした状況に対応するために、市は電力・ガス・水道などのいわゆるライフライン事業者に対し料金滞納などへの柔軟な対応を依頼するとともに、定期的に住家を訪問する新聞配達店、郵便事業会社や<b>宅配事業者等</b>と、配達時等に異変を発見した場合に市へ通報する「見守り協定」の締結を進め、ネットワークの構築に努めます。</p>	

### 基本目標3 その人らしく暮らす環境づくり

取組方針	(3)「権利擁護の推進」
個別方針	①権利擁護の推進
実施取組	「成年後見制度の啓発」 「成年後見制度利用支援事業の充実」
<p>判断力が不十分な認知症高齢者などに代わって財産管理や福祉サービスの契約を行う成年後見制度は、平成24年の成年後見申し立て件数が全国で約3万5千件に上り、また、成年後見を必要とする認知症高齢者数も全国で約300万人と推定され、65歳以上の高齢者の10人に一人の割合になるなど、その必要性は、今後急速に高まると見込まれます。</p> <p>一方で、弁護士・司法書士等の専門職後見人が不足していることから、一般市民が後見業務を行なう「市民後見人」を育成し、その活動に対する支援体制を整備することが行政に対し求められています。市では、市民後見人を確保できる体制を整備するために、市民後見人候補者養成講座などを川口市社会福祉協議会に委託するなど、地域における市民後見人の活動を支援し、成年後見制度を利用しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>また、<b>市民後見人候補者養成講座を修了した方の活動の場を確保することも重要であることから、弁護士会、司法書士会、NPO団体等とのネットワークづくりを進めながら、人材の育成と有効活用に努めます。</b></p>	



# 資料編



## 資料1 アンケートからみた川口市の地域福祉の現状

本計画の策定に先立ち、市民の生活状況や福祉に対するご意見をお聞かせいただき、計画策定に反映させていくためのアンケート調査（18歳以上の市民を対象に3,000人を無作為抽出）を実施しました。

